張膳日録

五

特別
14
1919
183

176400

○

三月十四日

38- 8382

旅順陷落

十二日午後六時卅五分芝罘特派員發電

只今入港せし芝罘號（一英國新聞記者の借船）の齎せる報に曰く昨夜探海燈を見たり日本軍艦ならん昨夜以來砲聲を聞かず今曉旅順方面に黑烟の揚がるを見徐々進行してレトウ井ザンを距る一浬まで近寄りしに虎尾半島最大の砲臺は無慘にも破壞され他の三砲臺には人影もなく砲もなし新市街は數ヶ所に火柱燃え上り大火事の最中なり舊市街の家屋は火災に罹らざるも煙筒に煙を見ず虎尾半島の海岸第一、第二砲臺の間に日本運送船一隻（閉塞船）沈沒しレトウイザンの向ふ側即ち黃金山の下に一隻（閉塞船）沈沒し居りレトウイザンは入口の內部に埋まり其の背後に數隻の驅逐艇ありしものゝ如くなりしも人影なく煙も見えず砲臺、軍艦、信號臺其他孰れの處にも旗を見ず旅順全市死せるが如し信號を爲せしも應ずる者なく暫時見物せし後七時過芝罘に向ひしにホックストンホール續いて出港せり外間より見れば露人は旅順を捨て逃竄せし者の如し然らざれば先月九日以來抑留同然のホックストンホール出港する筈なからん

旅順陷落別報

（芝罘發昨日午前三時海軍省着電）

威遠蠻子營（黃金山の西南に在り）兩砲臺は大破損炮煩の大頓覆せるもの、あり新市街は十二日午前火焔熾んにして舊市街は寂として往來するものなし砲臺附近兵卒見えずレトウ井ザンの內方に驅逐艦四隻ありしも何れも煙を上げず一兵を見ず

旅順陷落別報

（十三日午後三井着芝罘發電）

旅順より只今到着せるデーリー、メール記者が傭へる獨逸船芝罘號乘組員の談に同船は今朝旅順沖港近く行きたれど咎むるものなく更に露艦レトウ井ザンの傍に行きしに何も見えず露人の影なし陸には火燄熾なるを見たりダルニーより來たれるシャンク乘員の話と考へ見るに九日夜より翌晝迄激戰ありて露軍敗北し市街に火を放ちて逃げしものと見ゆ又二月八日より抑留され居たりし英國汽船ホックストンホール自ら出て今此地に着せり誓言の爲め其模樣を言はず

十日旅順攻擊

（敵の公報）

十三日倫敦路透社發

アレキシーフ總督の公報に曰く

去る十日未明六隻の露國驅逐艦偵察の途中旅順港外に於て日本の驅逐艦及び巡洋艦隊と衝突し激戰の結果露國驅逐艦ステレグシー及び日本驅逐艦一隻沈沒しステレグシーの水兵若干溺死し其の他は俘虜となれりマカロフ提督は救援の爲めノヴヰツク及びバヤーンの二隻を率ひて港外に出でしもステレグシーが五隻の日本巡洋艦に包圍せられつゝありしを見て餘儀なく退却したり日本艦隊は長距離より巨砲を以て午後一時十五分迄我が艦隊並に砲臺を砲擊せり

露國の損傷は夜間の戰鬪及び翌日の砲擊を通じて士官六名水兵三十一名負傷し戰死者三名なり

に出るの事なく其の武装を解きしめたるも
上海三月十六日夕刻の明なる所に於て之を達し
たる報に曰く露艦マンジユール號を上海に於て
武装を解けるも上海港に二隻の大なる貨
物船を送りてマンジユールとの船側に横付
せしめ且上等なる露人メロー氏ボートを
指揮して続々小武器弾薬多数の八吋
六吋四吋ホチキス砲弾を運ぶ第七号三
十個及び水雷四個の尋大なるを運び去
らしめたるが是れ湖南(揚)號に送
られ揚子荷物を同号に積み淡去砲艦に

積換へん大砲の如き之を悉く梯子上海
税関の手を要するを保す
然も我の長江艦隊中の浅
吃水の砲艦満田の姉妹艦を試みに艦を即ち
此のマンジユール及び我が砲艦の出入の事並に英の
出入ゾーニクロフトの社に於てなりし姉妹
も効を奏さざりしが此の出入の事堅く
上海を引揚ぐるマンジユールと其の乗船に於
事を為射する機擬勢を示して留めしこと
卯しへ其のマンジユール英艦の為自
ら常力を掃ひ人を節けたりしは

ゐるのみさらし

○去る十日旅順攻撃の際に駆逐隊は機械の雷発後の任務を尽しよく朱印しる故公報はあるべきこれは正しく旅順口を指鎖しる

このことは一つ也これらも先き敵は港口の西岸に沿ひて多数の水雷を発設し陸上砲を以て電線を通じて自由に爆発せしむべき装置をなせるものなる我れは之を爆発し解除する以見反装水雷を用ふるの必要あんぐは敵砲室の直下にして之を近く一つとさるを以つて寧ろ敵艦の近傍に機械水雷を発設し彼れの大艦をして容易に港内に出ることを能はざるものと計れるとなん此の機械水雷は船体の其の沈没せる器械に触れて其の器械の一部を作動せしむれば直ちに爆発して其の船体を破壊する装置をなりといふ同じの海軍は敵艦ノーヴ井ツク、パーヤンの港内に出で来れるを見て或は此の水雷の効を報ふしのことなるあらずと異も同敵艦はいまだ水雷発設の事なきを遅せる内早く退却せしを以つて罹災の厄を免かんとなりて今後敵艦の近道に水雷の巡捕と不便を照らるは整ひとなく確なる

夜狀艦隊の義を説明するの餘（註）及[illegible]

[illegible]如し

三月十日

去る十日駆逐艦接戦の（詳）報を読むに我自由攻撃を受けたる敵の駆逐艦ステレグーシチー號が先隻は敵をうつ見上げたる勇敢の働きを示し刀折ん矢尽きて我に初めて我が捕虜となりたるのみし左の一報のことをきたる即ち之れを誤すの餘あるも

敵艦の動作は能く勇悍にして庶幾大に勉め

深あるは何んか一寸に血路をつくるべき処が出さんとすることなくなりしも我艦隊の攻撃益々激烈にして到底其効なきを認めしに絶えるの中にも身を躍して海中の投入せらるもあるも而して我艦隊は遂に敵艦に接近して艦々相摩擦するに至りたるは敵艦に於ては悔本殆ど戦死し艦は砲隊のみのみ蜂の巣のみなくなりしのみにて砲も亦使ふべきの如くなるも如此して我捕虜となりしことのみにて尚的敵艦の艦橋には二十餘の死體黒々たりしを捕ふ敵をうつ其の勇敢の如く我捕す

べきことあるしと

又ステレガーシチー號を捕獲せんとするまでは近かきなる我駆逐艦隊の兵の勇悍なる働きを恰も源平時代の兵戦を想起せしむるものあるし

我駆逐艦隊一等水兵某は真ちに敵艦に飛び乗るや敵の艦もと覚しきこの船を内ならず甲板に開ひ出で健氣にも抵抗せんとするを大喝一聲「出雲郎」と叱咤し帯劍を引拔き所部を目懸けて真空に斬り落し更に立上らんとする所を足を揚げて艦死ばしとなる脆くも海中の落人まで消え失せたりとは又敵の乗組員は殆んど戦死し出し死語は艦内の老兵は敬乱し生存者は僅かに機関印りたりし者四名（内二名は負傷）のみなりしの敵艇の沈没と共に捕虜としも奴客せんとなりしと

○旅順沿岸の実者は今なるも未だ知るを得ず但だ其事朝は揚げたる左の二報は聊か捕虜消息を洩らすものあんども詳細は後報を待たるを得す

○旅順探検の冒険（十三日芝罘特派員發電）

此頃旅順艦隊の情態を窺ふへく傳ふる芝罘
節より此夜十一時過き出芝罘港を發
し旅順に向ひしに翌日四時頃港口に達し
此處にて一個の探海燈を認め次に尚二個を
認めたるか其の旅順口の内大照炎を
見しとき船ハ直に航續を肯んせさり
しより同船主（美國新造艦）ハ第一
の號砲艦隊を排續する約を結び遂に
レトウヰザンの傍に近寄りたりと
云ふ
外國新造艦の艦長見る處によれは其冒險を

肯んするまきにあらされは快速艦の如き通行を容
し能ハさるも勿論且我邦にも新造艦之れを
範として可也而るに探撿の結果ハ中々未た
未た能く之れを知り得す芝罘特派員より來
報ありたる處に依れハ旅順艦隊の原
因を左の如く推測す
芝罘節の報告によれハ旅順艦隊の事實を指
點すへきことなくも推察す此時同船ハ旅順の
附近に於て我艦隊の動靜を認めさりしを
以て果して然らハ九日十日の我艦隊攻撃の際
敵ハ防禦線開戦中に大に破壊毀損せられ

結果敵兵の古氣沮喪して敵国全国の部
全行なんず我艦隊の引揚ゆるに於て士卒
騒擾逃竄するもの多きに乗じ旅順附
山に柳笛養養せられたる馬賊の一群諸
国の命令に首き不平を抱ける支那人と共に
大に旅順を荒らしたるに非さるか火らの
起りたる場所の示路人新経営の新市
街に止まり支那人の住居せる舊市街
が北奥を免んだるに徴すれば此惠像も
根據あるに（朝日記事に火らすに放火せる
の如き）なるべん我砲兵に固りて起りたる

この日とすれば二日を隔てたる十二日迄続け
止まりぬるなきに（元也）従て旅順の一時
大混亂に陥る死状を呈するに至りし次第
も又惠像せらる
此朝に至るまで我艦隊の旅順の現状を知ら
せることを確かなるべし
前度に元推測に過ぎず而して馬賊の市街を焼
きたるに事実とするも真逆の事を来
沮喪し軍艦を残多して内卒を逃げ
なりとは任し得べからず、ここに於て或は別
径の推測を為すことのあるも同じく敗残の軍

艦は油塩の甲艦隊に合せんとする業務を
冒し露は港口を出とするなんと而して朱海
の格説に気をとる事理に在るから
露国は到る事は容易に行かん得ざる
しとも思ひんも死んでも彼ん果して之ん
を敢てするとせば彼んの事は之んを
移せるべからず而も彼んの目的は到底
達せずして全遂中我艦隊に衝破せら
べきは必ずしもなんと又某海軍武官の観測
として横賣紙上に載する所のものは左のみ
し此の説当らずと雖も遠からざるべき

歟

露人の旅順口を放棄したるならんとの説は之
を否認せざるを得ず何んとなれば之を放棄
するは露国の為に極めて不利益なる所置
にして兼ね放棄の決心を為すも今日露国は
之れを為すの必要を見ず凡そ守備地点を
放棄する場合は其場合は殲滅されんと
する兵力を他に移し得べきを要す然るに
旅順には既に其甲艦を他に移すに由なく
又陸兵の多数も要塞兵に属するが
他に移せば戦闘力を失ふ可し而して清

内に残留軍艦の破壊さんずれ猶ほ浮ひたるを之れを放棄せざる洛左とせし事なるは彼才は既に戦意ある将卒を失ひ又要塞に要する砲弾を使ひ尽し且つ要塞も軍艦と同じく戦闘力を奪はんしたるべしマカロフ提督の軍略なるも推すに此等の将卒と要塞とに依頼するを愚なりとし将卒は海岸を離れたる安全の地に移し軍艦と砲台とは餌として之を残留し海面は当に沈設の需に依頼し我が艦隊の経過を挑みて最後の一戦を試みんとするものなりや同

地なる芝罘に赴きたる英船が秘密を守りたるは此の急の消息を推察するに足らん元来旅順口は海面なるも寧ろ背面の地形優れたるを以て露人は海兵なるも陸兵を頼みたれば旅順口の放棄は海上の失敗の為に依て断行し得たるに事なるべし兵卒の逃亡等は之を事実として恵像す可きも尚一戦すべきは勿論なるべしと云ふ日ならず実行なるべきも、あれるまで程々の観測をなすも亦具味なきにあらず[illegible]ずである

○駆逐艇同士ニ接戦セラルヽ駆逐艇の話
柄ニ於テ甚ヲ見ルニ今此の艇の由来を要するに
もと我当艇のみを以て次いで之れを拡くこと為めに
工風されたるものなれば剣和を最も輸出に
属し実に英国に由りも剣を生ずれ此を初
めは其の軌績を改めたるさりしが研鑽を積み
たる結果今日大に大切なる戦闘力の内に数へ
らるゝ事なれば艦の長さは二百呎幅二十呎
喫水凡六呎全艦体は度さ四分の一吋なる
鋼鐵を以て造らる價は凡そ四十萬円、日本
の駆逐艇は皆な英国にて朝潮白雲の如

き二字名をあたへたる日本ツルニツルローフト今
社の建造に係り雲、曙、漣の如き一字名
をあたへたる日国ヤーロー今社建造なりと

○

三月十二日

昨日首相以下の貴衆両院議員を招待して国民
政の要領を説述したる事なれば今回の戦費は
昨年末緊急勅令を発布も昨日今月末迄
に支出すべき金額一億六千萬円、来る四月
なるも十二月迄に支出を要する総算三億八千
萬円計金五億四千萬円にて政府は事

業績逐行政整理等ヲ加フルモ五千八百餘萬圓ノ
國庫剰餘金ヲ生ズル見込ナリ政府ハ此ノ剰餘金ヲ以テ
增稅ヲ免ルル方針ヲ執ルコトノ旨ヲ傳ヘ聞ケリ
尙其ノ增稅ヨリ免ルル稅目左ノ如シ

增稅ノ地租　不動產移轉稅　酒類稅
醬油稅　砂糖稅

實施ノ增率稅　遺稅　石油稅

別項首相邸ノ兩院議員招待會ニ於テ政府ガ公示
シタル戰時財政計畫ニ依レバ本年十二月中迄ニ
要スル軍事費ハ總計五億七千六百萬圓ニシテ其
財源內譯左ノ如シ

軍事費總計　五七六、〇〇〇、〇〇〇圓

內譯

增稅收入　六八、〇〇〇、〇〇〇圓
特別會計資金繰替　五〇、〇〇〇、〇〇〇圓
歲計剩餘（行政整理及事業繰延）　四七、〇〇〇、〇〇〇圓
公債及一時借入　四一一、〇〇〇、〇〇〇圓

右ノ內新稅若ハ增稅ヲ以テスル歲入豫算額六千
八百萬圓ノ內譯ハ左ノ如クニシテ是ハ非常特別
稅法案ヲ以テ二十議會ニ提出セラルベシ

增稅ノ部

地租　二五、九四三、九一八
所得稅　五、二八七、三一五
營業稅　五、〇三六、一九九
酒稅　一七八、四八四
醬油稅　一、一三八、九五二
砂糖消費稅　七四、〇〇二、三一七
鑛業稅　七九、一一五
取引所稅　五三二、八四六
沖繩酒類出港稅　五、三九八
關稅　一、七七九、〇一〇
印紙收入　三、六五二、七四九

新稅ノ部

煙草官業收入　七、〇六五、三三九
絹布消費稅　四、一八三、八八五
毛織物消費稅　二、一三八、六六一
石油消費稅　一、一一五、八七五
鹽專賣收入　二、八三六、七九一
合計　六八、三二七、三四四

諸稅增率額

非常特別稅法案中ニ規定セル諸稅目中、地租ノ
定率ハ市街宅地ハ五分五厘ヲ增シテ百分ノ八ト
爲シ郡村宅地ハ三分五厘ヲ增シ六分ト爲シ其他
田畑等ハ二分ヲ增シテ四分五厘ト爲スノ計算ナ
リ、營業稅ハ從來ノ稅額ヲ一個トシテ之レニ十
分ノ七ヲ加ヘ、所得稅ハ第一種第三種ハ是レ亦
從來ノ定額ヲ一個トシテ之レニ十分ノ七ヲ加ヘ
酒造稅ハ一石ニ付五十錢ヲ增ス、其他增稅ニ屬
スル分ハ總テ種目ヲ其儘ニ據ヘ置キ之レニ對シ
テ若干宛ノ稅率ヲ高ムルモノニシテ一見苛カモ
附加稅ノ形狀ヲ呈ス

軍事費支出内譯

臨時軍事費の本年中に要する總額は別項記するが如く五億七千六百萬圓にして内過般の緊急勅令に依り既に支出したる分は一億五千六百萬圓今後支出すべき分三億八千萬圓なり外に四千萬圓は豫備費に屬するものなり

▲非常特別稅新率表

		新稅率
一、地租		
	各府縣に於ては	百分の八
	市街宅地	百分の六
	郡村宅地	百分の六
	其他の土地	百分の四、五
	北海道に於ては	
	市街宅地	百分の六、五
	郡村宅地	百分の四、五
	其他の土地	百分の三
二、營業稅は從來の十分の七を增徵す		
三、所得稅は第一種所得に對して舊稅の七割を增率し第二種は增徵せず第三種は七割を增徵す		
四、酒類の新稅率は左の如し		
	清酒	一五、五〇〇 丙
	濁酒	一五、五〇〇
	白酒	一五、五〇〇
	味淋	一五、五〇〇 普通甘醴 一六、五〇〇
	燒酎	七、五〇〇
	麥酒	七七五
	酒精	一六、〇〇〇
	酒精含有	
五、砂糖消費稅の新稅率は左の如し		
	第一種（百斤に付）	金一圓
	第二種	金一圓四十錢
	第三種	金三圓八十錢
	第四種	金四圓二十錢
六、醬油稅の新稅は販賣用に對して增徵額		
	醬油諸味（一石に付）	金五十錢
	溜製成（同上）	金五十錢
七、登錄稅內譯略す		
八、取引所稅		
商品有價證券賣買各約定代金萬分の三		
國債及地方債券に付ては同萬分の二		
九、鹽稅は一石六十錢若くは同百斤に付三十六錢を徵す		
十、綿糸稅は從價一割五分を新徵す		
十一、毛織物稅は從價一割五分を新徵す		
十二、石油稅は入罐のものは毎ガロン三錢二厘罐に入らざるものは毎ガロン二錢の割		
十三、麥酒稅は五十錢を增徵す		

右本法發布の日より施行す
但し輸入稅に關しては發布後六ヶ月を經て施行す又地租、營業稅、所得稅は卅七年度より適用す

出征軍士及戰死者家族門標の圖

（我社の新案）

我社は曩に出征軍士の家族と戰死者の家族に向つて社會が特別の尊敬を表すべき事を論じたり、尊敬の意を表せんとすれば先づ其家族をして他の家族と識別せしむるの手段無かるべからず、此に於て我社は圖に示す如き二樣の門標を案出して其の家族に贈呈する事となせり、赤地の中に星と錨の目標あるは陸軍と海軍とを現はせるものにして「出征軍士」の四字は銀地に黑漆を以て書さしなり、若し其の表に姓名を現はさんとする者は隨意に書き入れらるゝも可なり、又戰死者の門標としては「忠烈無窮」の四字を題せり、是れは黑地に白く書きしものにて他の体裁は多く前者と異ならず

今より後道を行くもの路傍に此の門標あるを見は必ず其家に敬禮して過ぐべきなり、心ある商人は其家に對して暴利を貪らざるべし、若し其家に疾病其他の災あらば鄉黨の人義として之を傍觀すべからず、且つ夫れ出征軍士は再び歸來の日あらむ、戰死者に至りては忠魂招けども還り難し、其家族は世人より特別の敬禮と幸福とを受くるに

あらざれば何によりて其心を慰めむ、忠烈無窮の芳名は永く其家と共に存すべきなり、此の二様の門標は我社より直接に贈呈する者の外、餘れる處を以て全國の有志團体に見本として進呈すべし

全國各地郡區町村役場の名を以て小包料十錢を送らるれば我社は直ちに之を呈せん、各地の人我社の擧を賛して此の門標を軍士の家に用ゐられなば我社の本懷之に過ぎず

尚ほ門標の見本にも限りあり、定數に滿つれば謝絶する事あるべし、小包料十錢は郵劵代用にても苦しからず

○以上は報知新聞の記事

あまりにも義的過ぎたるの感

なりしが軍人の旌表は勅令

なるを以て公然の事

先日とも云ふ通り近年

の戦争に社会の一般に勇

なる表彰を為さんとす

○露國の宣戦布告と俄かに

潜航水雷艇の捕獲

ヘンリー、ラーバー氏の此の艇を乗りて任務

にあたるに

○露國の宣戦布告と俄かに潜航水雷艇の捕獲し出雲の獨逸艦隊に英人ヘンリー、ラーバー氏の此の艇を乗りて任務

にあたるに

こんなものは潜航水雷艇を初度の戦争に於て

の戦争を始めて

艇内の模様を知る為に死し五人を命令通りに

潜行を試し命を賭して真の科学的

の研究をなすべき人の下宮島士官は

なるべきのみ或先輩は勇

を奮して乗り出せり此の潜航艇は

得んと思つて試験を完成し得たるものは実

に海軍大臣を五人の昭和の

つ雲霞なる戦争は電光よりも来る

男なんども已に其を第二の卒例失敗者を出し各人相見て恐怖の念を起せり

次で氣孔を急卒に開かれたるに新鮮なる氣を進入せり然し乍ら其効用を發揮するに曉ずして呼吸の困難と不快の惡寒をして堪劇せしめたるも此現象は二三八ア分にして今の消失せり吾人乘組員の大部分ハ再びのしく元氣づき以難生ぜり此時リロノメートルにしても吾人は二時間と四十五分間あらしむるを確定せり次に吾人は

あらゆる速力を以て吾人の出發点に向航

東京棣屋製

しなるも上陸に除し吾人の一人は尚ほかつぎあげられたるも彼の暫時にして再び蘇生せり

○

三月十七日

去るまで旅順攻撃の結果に就ては諸説区にしてなれを何と断じ何ぞ何人も驚嘆しに詳報を誤ちつゝある折柄に時を記載を迅早く左の如き大部分を發しなるに、報中諸説者に特に報しなるごとき事なきにあらず即ち船渠のあるものことき、軍艦の出

○最近旅順攻撃の實見談港内の損害及現狀詳報

上海三月十六日午後八時二十五分特派員發

諾威國汽船三隻アルゴー、ブラント、ザイルスバットの船長は其旅順を出港するの許可を得るに先ち旅順口の情狀若しくは敵に對し利益となるが如き報告に就ては最も嚴重に秘密を守る可きを宣誓せしめられたるが右三船乘込員中六名許りに面會したる結果三月十日の旅順口砲撃に關し左の如き談話を得たり

水雷艇の戰鬪に就ては彼等は殆ど知る所なし何となれば右の出來事は闇夜の中に起りたるものにして露國側に於ても水雷驅逐艦の乘込員及び一二隻の巡洋艦が之を見たるのみ

談話者（諾威船乘組員にして此話を爲したるもの以下之に倣ふ）は後に至り上陸したる時露國水雷驅逐艦一隻沈沒し殆ど凡ての乘組員を失ひたるを聞きしも日本驅逐艦が沈沒したるあとは更に之を聞かず露國側の右に關する報道は之を信ぜず

露國驅逐艦の手並に就て質問したるに談話者は只輕蔑的に微笑するのみ而して恐らく露人が之に膽を奪はれて最早や長く港外に出でざる可しとのあとに一致したり、談話者はマカロフ提督の勇氣と猛進に付き語を極めて之を稱讃し提督に對し高く尊敬を表すと雖も然も僅々バヤーンとノウイツクの兩號を有するのみにて驅逐艦を援助せんとして果して何事をかなし得べきと曰ひ何が故に露國の海軍は右の如き行動を爲すやとの間に對しては談話者は凡ての諾威人が秩序的に露人に同情を表するが如く彼亦此常規を脫せずと雖も而も露國の海軍々人は到底何事をも爲し能はざるまでに臆氣付けるものありと信ずるあとを自白せざる可からずと曰へり

砲撃の開始せらるゝや右三船の乘組員は避難の爲め上陸したり何となれば日本の打出したる砲彈全港内を蔽うて雨注亂下したればなり而して港内には右の三船碇泊し居たるものにしてアルゴー號はレトウイザン號を去る一ケーブルの處にありたりレトウイザンは嘗て座礁したる位置を去りて此程港内に引入れられたるものなりアルゴー號の乘組員はレトウイザン號が其中腹を打たれ十九名の將校水兵之に死するを見たり日本砲彈の効力は恐る可きものにして非常の高角度より落下し來れり

談話者は港口の左なる岬角の下に隱れたるが海面を望むに時々三隻の日本軍艦が非常の遠距離に在り其或るものゝ如きは十三浬の沖合に在るを見たり

併し老鐵山の下に在りし五隻の日本軍艦より發射せられたる砲彈は他のものより一層近くに來り且つ彈道良好なりし而して其砲彈の殆ど全部は談話者の頂上

を飛び越して港内、船渠、若干の露國軍艦、新市街の建物に命中したり而して談話者の見たる所に所れば軍艦に命中したる砲彈は二箇にして其一はレトウイザン號に命中し他の一は船渠に近接して碇泊し居たる二本煙突の巡洋艦の殆ど水線近くに命中し舷側及び外裝の大部分を跳ね上げたり左れど不思議にも汽罐若しくは火藥庫の破裂を見ず又沈沒もせざりき併し火災を起し若干時間炎燒したり後

に至り露人の語る所に依れば右の一丸の爲めに百名の死傷者を出したりといふ

砲彈は愈〻急に愈〻劇烈に船渠の近邊に落下し且つ火藥庫に甚だ近き處を打ちたり船渠には目下戰鬪艦修繕の爲め入渠し居れりとまふ左れど

談話者は船渠が破損せられたるや否やに就ては口を開かず

汽船モンゴリヤ號は目下病院船なり居るが是れ亦砲彈に中り六名の死者を出したりとのみとなりし

砲擊中港内には十隻若しくは十二隻の軍艦ありバーヤン、ノウイツクの二艦を除きては港外に出でず亦發砲するみとなかりき談話者は

斯くの如き希有の不活潑を以て運航することを得る戰鬪艦のまかりしを恐れたるに基づくものまりと爲せり

談話者はマカロフ提督がバヤーン號に其將旗を翻しノウイツク號を引率して出港するを見たり

右の二艦は發砲すること一時間にして又々港内に歸り來れり右の軍艦に砲彈か命中したりしや否やは談話者之を知らず

日本の砲擊に對し砲臺は僅少なる應砲を爲したり砲擊は午前九時三十分に始まり午後一時三十分まで引續きたり二時に至り汽船の乘組員は食事の爲め各〻其の船に歸りたり

彼等は露國が彈藥に欠乏し居ることを信ぜず陸上に於ては百名の死者あり或る一彈の如きは地上に落下して十五名の死傷者を出せり該談話者の一人は一時に三名の死するを見たり

然れども進んで尚ほ斯くの如き例を見んとはせざりし

砲彈に依り最も損害を受けたるは新市街に於ける一の重立ちたる街衢にして其大なる家屋を有せる一區域内は砲彈の爲め全部若しくは一部を破壞せられたり

砲彈の爆發するや一々總ての物を粉碎し地面

には直經四五十呎の穴を穿ち砲彈に命中したる家の煉瓦、石、器物を飛ばすこと暴雨の如くなりき

談話者は火藥庫が爆發したるを聞かす且つ砲臺に對し幾許の損害ありしやも之を知らす只港口なる高き砲臺は砲彈に中り甚たしく損傷したるが如く見受けられ石等の斷片雨の如く飛べり右三隻の汽船の旅順口を出帆したる時ツエサレウイッチ、セバストポールの三隻は船渠に在り他の軍艦は姿なかりし併し此等の軍艦が何日何處に行きしやは之を語る能はず兎に角去る土曜日には（十二日）三隻の戰鬪艦の外には港内にありし軍艦一隻もあらざりしなり

（此の一新事實として談話者の語る所に依れば去る九日即ち砲撃の前日露國海軍の官吏は東清鐵道會社の社旗を飜せる二隻の老朽船に石塊を搭載し之を燈臺及び港口の左方に沈没せられたる日本閉塞船と一直線に港外に沈没せしめたり右二船の檣、煙突、船體の上部は V 字形をなすを見る、斯くして航路は僅々三四百呎の幅を有することとなり浮標旗を以て之を示せり

（談話者の表示する所に依れば旅順口は今後尚は久しく之を維持することを得べく食糧は尚は十分多量に有し露國官吏の手に保管せられつゝあり而して露國官吏は三箇月分の食糧を送り呉れたりと日々多量の

砲撃の日四五隻の露國軍艦は早朝より殆ど日没まで日本艦隊を偵察せんが爲め港外に出でしが早朝二十餘隻の日本艦隊發見せらたりとの報告に接し終日恐慌を惹起せしが偵察艦歸來し沿岸に敵艦なしとの報告をなすに及びて漸く鎭靜したり

（港の同側の砲臺に對してマルコニー式信號所あれども其効用殆どなし）

マカロフ提督の來任以來海軍の訓練上著しき改良を來したると明なり而して

東京朝日新聞

損傷したる軍艦に對する修繕は從前に比し一層取急ぎ爲されつゝあり左れどツエザレウイツチ並にレトウイザンは事實に於て望なしとして放棄せられたり

露國が旅順口を放棄したりとの證跡なし却て砲撃後の二日に於て一日千五百人宛のコサツクは鐵道に依りて來着したり而して陸上に於ては最も嚴重なる軍政あり市街は到る處兵卒之を巡邏す

支那人は旅順口を去るを許されず露人の爲め

勞働す可く止め置かる併し少數の支那密航者は首尾克く三重威船内に匿れたり

フオツクストンホール號は十二日旅順口を出帆ヒカザン、エドワード、バーリー及び他の五隻の小露國船は談話者の出帆したる時尚は旅順口に止まり居たり

行先等に明りのことを其の重なることなり如何なる大体は此の報を以つて略々推恵し得べきに似たり兎ら角マカロフの伎倆は御提督の比にあらずして未だ目にそこに侮るべからざるは此の報の結

○

点を見て看取せらる、而して殘隻の軍艦客ゑ港内に出ていたるものの後は忘れきりに報知れずに唱くらん、アルは其行先の所にあらしが此の報に依れば其の不在ことを不明なん、十日朝開設何れくらい出行きしは事実なるべし、なるべし、むらず敗残の軍艦軍隊は海塩の支那に合ひ今日のし、萬死を冒して出て目的を以て出たりしか、請ふ刮目して後報を誤れんの到る

三月十八日 明る日報更に新報を以て此報の

○更に最近の旅順情報

敵の損害益〻大なり

上海三月十七日午後八時五十五分特派員發

昨日電報する所ありし諾威汽船より本日更に左の如き談話を得たり

日本の破彈は其陸上若しくは水面に觸るゝや忽ち驚く可き精密を以て殆ど皆爆發したり幾多の砲彈は船渠に落下し少なくとも十二發の砲彈は船渠に命中せり

愚ふに船渠は著しく損傷したりしなる可し

哨艦ギリヤーク號（九百六十三噸）は砲彈に打たれ二名の死者と六名の負傷者を出せり

大なる浚渫船砲彈に依りて破碎し三十名以上の死傷者あり（乘組員は概ね支那人なりしが內二名の機關士を含む）

一彈レトウイザンの左舷大砲に中りて之を破壞し總ての砲手十六七名及び二名の將校を死傷せしむ（右の大砲は中腹に在るものにして六吋若しくは八吋砲なり）

大なる巡洋艦（或は戰艦か）煙突の下なる裝甲部を打たれ二十五名許り慘死し負傷者は揚陸せられたり

露國戰艦總は砲撃の間更に港外に出でず砲臺亦日本戰艦總が老鐵山下にありて安全なる位置を取りし爲め應砲せざりし

露國將校の言ふ所に依れば浦鹽の巡洋艦隊幷にベーリング海峽を經て旅順口に來航の筈なる新艦隊が近邊するまでは應戰せざるの計畫にして一たび右の艦隊にして近寄り來らんか旅順口の艦隊は驀然逸出して之と相合す可く其時迄は艦船を危險に曝せしむるを欲せずと

砲撃の當日發彈命中したる軍艦中には、レトウイザン、ツエザレウイチ、アスコルド幷に一隻の戰闘艦、船渠附近に碇泊し居たる一巡洋艦あり而して最後の砲丸アスコルド近邊に於て爆發し其時破片をして其艦隊を掩ひ右の谷艦に於ては皆死傷ありたり諾威汽船乘組員は砲撃の開始せらるゝや陸上に避さたるを以て死傷者を出すを免れたり

プラント號幷に露國汽船ニングタ號は相接近し居たるが一發の砲彈は飛び來つてプラント號の機關長を掠めてニングタ號の海圖室を打

東棟屋製

ち床を貫通したるも負傷したるものなかりし三菱の諸威國汽船は其甲板上に木片及び砲丸の破片を溶せ掛けられたり

四名の支那人に扮裝したる二名の日本人は日本艦隊に對し信號したりとの嫌疑を以て拘引せられ絞殺せられたり尚ほ翌日二名の日本人は首繩を以て曳かれ行くを見たり

砲撃の翌日露人は再度の襲撃に備へんとし黄金山上の海面を見渡す可き地點に大砲を据付けたり蓋し右の砲臺は去る十日日本艦隊の爲め著しく撃破せられたればなり兵卒、苦力、非

軍人等百名假設鐵道を山腹に敷設し非常の苦心を以て其上に十二吋砲を引上ぐるを見たり日本人は次回の襲撃に於て山上より二三の大砲が應砲するを發見す可し山は高さ六百五十呎なり

諸威國汽船の出帆せし時露人は今尚ほ土船渠を建造しつゝありて木片を搬び且つ材木を据ゑつゝありたり

蘇格蘭技師ギルクリストはレトウイザンに在りて働きつゝありしが遂に之に倦み職を捨て助手と共に船渠に行きて助力せんとしたるに此行動痛く露人の猜疑を招き且つ氏を苦めたるを以て氏は遂に砲撃の間際に至り辭職して牛莊に行きたり

旅順口に在る唯一の英人は鑛山技師シムプレソン氏にして氏はゾラント號に荷物書類を積乘せ將に出立せん筈なりしもブラント號の出帆するまでには遂に來航せざりし

談話者の一名は屢〻レトウヰザン號の受けたる損傷を視察したるが其重もなる損傷は舷側にある長さ十八呎、幅八呎の大孔にして其大部分は水線下に在り損傷したる舷側は柵を以て之を支へ居れるが若し之なくんば轉覆す可し

同艦は鋼纜を以て北東の岸に曳かれつゝあり

專問家はレトウイザンツエザレウイツヂ、パルラダは旅順口に於て修繕せられずとのことに一致す右の軍艦は修繕出來上らば海上に出でゝ少時間の航走を爲すことを得可しと雖も遠航には到底堪ふるものに非ず

砲撃の翌日露國巡洋艦は若干の驅逐艦と共に早朝港外に出でゝ夕方歸來せり其齎らしたる報告に依れば日本艦隊見えずとありし

十二日の朝戰鬪艦ペレスウイツト、ポピエダ、ペトロパウロスク、セバストポール五本煙突を有する一巡洋艦及びバヤーン號は最大なる驅逐艦と共に再び港外に出で終日歸來せざりしが夕方に至り一巡洋

東京 榛原製

艦を除くの外悉く歸港したり而してマカロフ提督は驅逐艦に搭じて出港したる後に至り將旗を一巡洋艦に移せり

十二日早朝四砲臺より十二發の砲を發したり而も日本艦隊の姿見えず右の發砲は五時より七時に及べり

ブラント號の出發したる時は露國艦隊は一巡洋艦(?)を除くの外悉く港内に碇泊し居たり去る十日の砲撃に依り死傷したるは海陸両方に於て二百五十名許りまして中に婦人三名、辯護士の夫人及び其義妹あり右は新市街に於て朝餐を喫し居たる時の出來事なり

九日港口に沈沒せしめたる二隻の露國汽船は三煙突のハルビン號四煙突のハイラル號なりとす

日本は單に海軍力に依りて旅順口を占領せんとせば今後尚ほ多大の時日を要す可しと露人は信ず

ヨーロッパ、カザンの二汽船尚ほ旅順口に在り

右の談話はチヤイナ、ガゼット並に本特派員に限りて與へられたるものなり

○露艦の轉錨

同上

露艦マンチユー號は操舵器を取外しロリチヤ泊地に轉錨したり

漏を右しめて補くるも

○

[illegible]は十日[illegible]の大要を略さむるも得ぐし

三月十九日

旅順に於ける敵の[illegible]一隻港に入らんとしたり自ら布設する所當にうくるも自滅せり

と傳ふ

[illegible]一日[illegible]某武[illegible]も[illegible]きなりとて左の如き一報を読んでいはく

山街の国に廣く徃りてこれを[illegible]くの日子にうたつかい久しい[illegible]

三月廿日

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク帝國ト締盟各國トノ交際益〻親厚ヲ加フルハ朕深ク之ヲ欣フ

朕ハ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保持スルノ目的ヲ以テ朕カ政府ヲシテ露國ト交渉セシメタリ而モ露國ハ平和ヲ尊重スルノ誠意ヲ欽キ遂ニ干戈相見ルニ至レルハ朕カ憾トスル所ナリ然レトモ事既ニ此ニ至ル交戰ノ目的ヲ達セスムハ止ムヘカラス今ヤ朕カ軍人ハ艱苦ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致セリ朕ハ帝國臣民カ協同一致以テ國光ヲ宣揚セムコトヲ望ム

朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關

シ緊急ナル豫算案及法律案ヲ提出セ
シム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷協贊
ノ任ヲ竭シ以テ朕カ望ム所ニ副ヘヨ

三月廿二日

韓人の齎らしたる報ありしに 前朝鮮掲げたる
る趣きは 明廿日伊藤大使謁見の時韓皇より卿ハ
友邦の元勲なりし 久しく輔弼の任に當りたる故に
朕のために大分の助力を與へられんことを 御
え伊藤修ま日露戰交戰の為韓國ハ急に政
る改革をなすことを好ましからぬ事なりと將來
係を膨脹すること大なりなれども是又言ふ

力を盡くし漸次國民の進歩を圖るべし殊更
皇室と皇室の間ニ於ても深く交際を
完うすることを即望すると奏上すべしなりと韓皇
ハ候の温和なる上奏に善く満足せられ御自分の
甚怒を作りたる不忠を起させられたると雖も韓廷を
牽する諸臣其の統すべからざると謂ふものあ
りと

○戰後財政計畫に付政府と議會（政友會）
との間に漸く妥協を遂げたるし漸く左の如き決
定を得たりと

○地租 市街宅地租、郡村宅地租ハ原案の

終とし
田畑の地租を厚案よりも二厘を減ず四分
三厘とす
○塩　清貴税　専賣法とも之を否認す
○絹布税　之を否認す
砂糖庚税法廃止　ハ政府之を撤回す、猶不
砂糖の地税中、各種の増率比較其高を得
さるものは之を更正す
○印紙収入　の内民事訴訟用印紙　商事訴訟
事件印紙の増加は之を否認す
○烟草支業　之々を認むるも其業者を蒙す

の賠償交付金を三年分とあるを四年分と改む、
但其烟草は本年七月一日より刻烟草は来
年四月一日より着手す
○関税　平均五分の増率とす
○勅業貯蓄債券　施行額を延期し来る
八月より実施することにして之を認む
○私事特別税　ハ既に戦局終結後一二年
の猶豫を存して之を後無す
○行政財政の整理　五万萬円以上を節減す
へしと迫りしも政府は既に十分の節約を
加へたるものは無駄を定めて之を自振て約す

ふ能はざるも出来得る限り之を主張すべし

と云へり

◎露兵動く　事後承諾を與ふ

○露國は例によりて例のごとく炎々威嚇的

報じ来る

曰　韓國は日本と行動を共にし且つ自ら
中立違反の行為を敢てするの故に韓
國を以て敵國と認むべしとの說明
く生ぜんとすと

曰　露國は南清より裝甲列車を満洲經
由して使用せんとの計畫あるもの如し

ふ五月より運轉を開始すべし

曰　露國は陸路十隻の水雷艇驅逐艦
を旅順口に輸送すべし

○三月廿三日

本日外務大臣は帝國總領事に訓令して日露外
交始末を演說し且つ外交往復文書を公
表す、即ち本冊の末尾に附載するが如し

○三月廿四日

去る廿二日我艦隊再び旅順攻撃を加へ

旅順の最近情報

（我特派員の陸上踏査）

二十二日芝栄特派員發電

余が旅順附近に特派せし支那人は去十日（第四回旅順砲撃の日）午前一時半頃或地點に上陸し午後一時半羊頭灣即ち鳩灣を距る二浬半なる方家村を過ぎつゝ聞きたる所によれば二月二十五日の戰艦逐艦三隻旅順より出で來りしが日本軍艦四隻駆逐艦三四隻の追撃に遭ひ一隻は旅順に逃げ歸り一隻は旅順と羊頭灣との間に沈沒し一隻は羊頭灣に逃げ込みしが彈丸艦部に命中し火災を起したるを以て故意に濱邊に乘り揚げ乘組員四十餘名中二人は即死し其他は船にて逃走したり又羊頭灣に在りし大砲二門の砲手其他百人許りの露兵は皆逃走し露人は一名もなかりしといふ

夫より午後二時頃柳家村を横りしに濱邊に十砲門の大砲あり砲の後方に長二百尺深さ二十六尺巾四尺の溝を鑿ちありしが當時戰爭中なるに係らず砲側に露兵一人も在らざる只山上に士官を見たるのみ（特派員と砲架との距離一浬里許り）村内には三百餘の砲兵ありと見たり是等は毎朝山に出でゝ監視し夜は宿屋に宿泊すといふ此地方にては牛豚騾馬其他の財產悉皆掠奪せられ村民皆他所へ避難し露兵亂暴を極む十一日金家屯を過ぐ村民は日本の軍艦又は駆逐艦より既に○○○○○○○○○○○○○○近きにありとて歡喜し居れり旅順に着し物價を聞きしに靴の如き品は却つて廉なるも石油は一斤三十錢（芝栄にては四錢以下）麥粉一俵四元半露價ならば六七留（芝栄にては二元二十錢）マン一個五錢（芝栄にては六厘）支那料理の値段は平日の十倍以上にて而も原料少し豚一頭一留半鷄一羽五錢乃至十錢牛一頭五留位にて徴發し騾馬は無賃にて借上げ持主同行せざれば行方不明となり同行すれば食

東棲原製

費を自辨するを要す

ジャンクの出入を禁ぜられ附近に農産物なければ今後一ヶ月日本軍來らざれば旅順金州一帶の支那人餓死を免れず

露兵は銃の扱ひ方支那兵よりも拙なり大に日軍を恐怖し居れば若し日軍上陸し支那人に銃を與へんには露兵を破るべしといひ居れり

亞總督を譏れる下級將校の言に二月九日の戰に各砲臺に彈丸の準備少なかりしといふ

三月十日拂曉驅逐艦五隻港外に出でしが只二隻歸り來りたり

軍艦の修繕は鐵を用れば手間取るを以て大抵は木材を用ひ假修繕をなし目下無理に運轉し得べき軍艦七八隻驅逐艦十隻程ある由

特派員が實見せし處によれば船渠に船體の長くして低き軍艦一隻あり（船渠人足の談に一箇月餘を要する見込といふ）東港の南側に大形の軍艦二隻あり修繕比較的容易なるものならん東港入口の前角にアスコリット浮ひ居れり或る人は十二日軍艦驅逐艇十六七隻港外に出でし時アスコリットは殘り居りし故損傷せるならんといふも其錨地水深き場所なれば特派員は航海に堪ゆると斷言す

港の入口虎尾半島の岸に東清鐵道の大汽船沈沒し甲板上には何物もなく海岸大岩の東に在る低き岩に乘揚げ居り船體を見るのみ虎尾半島の港内に突出せる端の東に**旗艦**なりと**稱する三本煙筒二本マストの大軍艦膠着し大損傷を蒙れり**といふ

半島の先きの西側に四本煙筒の軍艦膠着す檣は砲彈に破壞されたりとて一本も見えず

其南方即ち西港中半島の西岸に軍艦四隻及び三月十日に破壞せられし浚渫船一隻を見たり是等は皆修繕に時日を要すべき者なりといふ其他の軍艦は港外に出でしと見え煙の港外に揚るを見たり軍艦は豊間十清里位迄進む事あるも夜間は常に港内に在り

港口汽船の沈沒せる東方に防材を設け入口の外に露艦二隻沈沒し居れとの說あり

日本閉塞船の一隻は頗る艦船の出入を妨害すべき位置に沈沒し居れりといふ

陸兵は二十五聯隊廿八聯隊等の新兵其他騎兵砲兵を併せ二千人以下なる由民政廳は月給四十留にて四十餘人の支那人を探偵に雇使し怪しき人物抔を捕へたる時は三四百留の賞金を與ふ

三月五日露國官廳の許可を得て牛莊に向け汽車に乘りし支那人の數は平常の二倍なりしが總て金州にて强制的に下車せしめられ蘇家村築造中の砲臺に使役せらる

糧食は紀鳳臺の麥粉製造所前六個の石藏に充實せられあり其傍の亞鉛作りの小屋に米を備へ停車場構内なる數棟の亞鉛葺の倉に麥粉あり時々滿洲よりも麥粉を輸送し居れば食糧は十分なりとの說あり

旅順より小平頭に至る海岸大龍洞に百人小龍洞に四五十人鮑魚頭子に二三十人駐屯す小平頭の商家に二十五日聯隊の兵三百人ありといふも實際見たるは百餘人なり小平頭の山上に大砲二門東海岸に一門を備ふ沙窩口には（支那馬のみなり）二百人あり沙窩口よりダルニーに至る途中に二千人の露兵ありて

ダルニー市内には兵なし

ダルニーの支那商人は九日頃皆閉店せしに露國官廳より危險なければ營業すべしとの命あり已むを得ず一人の通行し得る位の入口を開きて營業する商店あり南關嶺には地雷火を敷設せりといふ

十五日再び旅順に入り聞く所に依れば十四日に老鐵山の近所より百餘人の支那人を乘せ出發せんせしジャンク三隻は老鐵山の砲臺に發見せられ電話にて旅順に報せし結果驅逐艦數隻の追擊を受け一隻のジャンクは逃げ果せしも二隻のジャンクは乘組員四名を殺され他の者は拘留せられジャンクは破壞せられたりと

十日の戰に日本艦隊は攻擊後老鐵山の山影に退き虎尾半島の砲臺は老鐵山に遮られ日本艦隊を打つを得ざりしに懲りしためか十四日以來老鐵山燈臺の東に一大砲臺築造に着手し日々三百乃至五百人の農民を徵發し三百五十名の工兵を以て工事を急ぎ居れり旅順各砲臺の山には從來四合目に高さ五尺の木柵を廻らし銅線の網を張りありしが後には八尺位隔てたる杭に二條の銅線を通じ居れり斯る工事は日本兵の突貫を防ぐには足らず何の目的にやと[illegible]

停車場には線路を增し七百臺の車を備へ退却の準備を爲せるもの丶如し

旅順より金州に至る迄大形のジャンクは海岸より二十五間小形のジャンクは數町陸地に引揚くべしとの規則を設け未だ厲行せざるもジャンクは大抵破壞せられ完全のもの少し

十八日北城隍島に於てシャツ一枚の儘端艇の中に絶命して漂着せし露國士官らしき一名の死骸と海岸に漂着せし露兵らしき二名の死骸とを見たり此特派員は本日午後二時芝罘に歸着せり

二十一日以後の旅順方面（我特派員の海上偵察）

二十三日芝罘特派員發電

余が雇入れ乘船したる〇〇丸は二十一日午後八時半廟島列島の正北三十哩の沖に無數の探海燈を認め十一時半より午前三時迄には只一個の探海燈を見たり又午前十一時には廟島列島正北三十哩の沖に無數の煤烟を認めしが忽ち消滅せり同日午後九時にも大竹山島の正東十八哩に少數の探海燈を認めしが十二時頃消滅したり

此航海中〇〇丸の位置は常に旅順の砲聲を聞き得べき距離にありき且つ二十二日は天氣晴朗にして終日老鐵山を認め居りしも砲聲を聞かざりしといふ（別項路透電報とは一致せざる點あるも暫く併記して傍報を竢つ）

東京 樣原製

以下
3丁
白紙

日露交渉に關する往復

滿韓兩地に關し日露間に協商を遂ぐる爲め商議を開くことに付露國政府の意向を確むべき旨訓令

○第一（電信）　明治卅六年七月廿八日發

在露　栗野全權公使　　小村外務大臣

滿洲事件の發展は帝國政府の專心留意したる所にして而して其の現狀は帝國政府をして轉た關心に堪へざらしむ

蓋し露國が滿洲撤退の件に關して爲したる一面清國に對する約定と一面列國に對する證言とを履行するならむとの期望の存したる限りは帝國政府は偏に注視默默の態度を恪守し來りたり然るに露國近來の行動たる北京に於ては新に要求を提出し滿洲に於ては愈〻其の抱握を堅くし遂に帝國政府をして露國は滿洲撤退の意思を拋棄したるものと信ぜざるを得ざらしむるものあると同時に其の韓國國境に於ける倍〻活潑なる行動は露國の慾望遂に那邊に底止するやを知らざらしめむとす

若し露國をして滿洲を無制限に且永久に占領せしめむには其の結果帝國の安固と利益とに有害なる狀態を惹起すべし所謂機會均等の主義は之に因て破壞せらるべく淸國の領土保全亦之が爲めに毀指せらるべきなり然り而して茲に我日本政府に取て更に之より重大なるものあり何ぞや露國にして韓國の側面に據駐するときは同國の獨立は爲に絶えず侵迫を被るべく或は少なくとも露國をして韓半島に於ける優勢國たらしむべきてと即ち是なり抑も韓國は我防護線に於ける緊要なる前哨たり隨て其の獨立は帝國の康寧と安全との爲め絶對的に必要となすや固より將た帝國が韓國に於て有する政治上幷に商工業上の利益と其勢力とは實に他國に卓絶する所にして而も斯る利益と勢力とは帝國が自己の安固に鑑み之を他國に交付し又は之を他國と分有するが如きは決して肯諾する能はざる所のものたり

帝國政府は是に於て深思熟慮の後目下正しく我憂慮の因たる問題を解決すべき一の協商を露國と締結するを期し和衷坦懷以て露國政府に謀るに決したり而して帝國政府の見を以てすれば今や斯る協定を試みるに於て恰好の時機にして若し之を逸せば再び協商の緒地なきに至るべしと信ず

故に帝國政府は貴官の判識と裁量とに信賴し此機微なる折衝を貴官に委ぬるに決せり

帝國政府は露國政府に對し本件の申込を爲すに於て全然公然の形式に由らむとを欲するを以て貴官は露國外務大臣ラムスドルッ伯陛下に向ひ左の趣旨の口上書を提出して本件の端を開かるべし

日本政府は日露兩國の關係上凡そ將來諒解の原由たるべきものを一掃せむことを希望し露國政府も亦之と同感なるべしと信ず是を以て茲に極東に於ける兩國各自の特殊利益を劃定するを期し露國政府と共に兩者利益の饒接する方面に於ける事態を査察するは日本政府の喜ぶ處なり

若し此發案にして幸に大体に於て露國政府の贊同を得は日本政府は右協商の性質及範圍に關し其の意見を露國政府に提出するに當り貴官は露國外務大臣を

して我目的の全然友好的なること但し本件は我に於て大に重要視する處たることを解得せしむるに努めらるべし

尚貴官は右口上書を成るべく早くラムスドルフ伯に提出せらるべく又本電訓に遵て執られたる措置は一々詳報せらるべし而して露國政府より應諾の回答に接したる上は我提議の要領は直ちに之を貴官に電報すべし

露國外務大臣は一己の意見として右に異議なきも同國皇帝の允可を得確答すべき旨回答せりとの件回報

○第二　（電信）　露京發明治三十六年七月三十一日　東京着同　八月二日

小村外務大臣　栗野全權公使

本官は七月三十一日ラムスドルフ伯と會見せり口上書を同伯に手交するに當り本官は大要左の通り陳述したり

極東に於ける事態は倍〻糾紛を加へつゝあり今に於て日露間に於ける總ての誤解を除去せむが爲め何等か措施する所あらずむば兩國の關係は愈〻困難となるべく而して斯の如きは徒らに兩國に不利を與ふるに過ぎず故に日本政府に於ては深く坦懷和衷の精神に勵まされ茲に露國政府と相謀りて一の協定を遂げむと決し本使に訓令して此口上書を閣下に手交せしむ

本官はラムスドルフ伯が口上書を讀過せらるゝを待ち露國政府に於ても亦同樣の精神を以て帝國政府と其の所見を同ふせられむことを望む旨を言明したり是より先き同伯は屢次本官に向て日露兩國間の協商は啻に願はしきのみならず又實に最良の策たり且兩國にして一たび完全なる協商を遂げむか將來兩國に對し離間の策を試みるもの亦之れ無かるべしと述べられたること故帝國政府の此決定に付ては全然滿足せり左れば同伯一己としては帝國政府と全然同意見なるも之れに向て確答を爲すに先ち露國皇帝陛下に謁見を欲せり而して同伯は來火曜日（八月四日）に謁見の積に付其の翌水曜日（五日）に回答を爲すべき旨を本官に約したり同伯は皇帝陛下も亦慥かに本件に贊成あらせらるべしと附言せり

○第三　帝國政府より提出すべき協商案内示

（電信）　明治三十六年八月三日發

栗野全權公使　小村外務大臣

七月二十八日當方發電信に關し帝國政府は日露兩國の利益相接觸する部面に於ける事態に就き審慮の後左の諸項を兩國協商の基礎として提出するに決したり

第一條　清韓兩帝國の獨立及領土保全を尊重すること幷に該兩國に於ける各國の商工業の爲め機會均等の主義を保持すべきことを相互に約すること

第二條　露國は韓國に於ける日本の優勢なる利益を承認し日本は滿洲に於ける鐵道經營に就き露國の特殊なる利益を承認し併せて本協約第一條規定の下に右劃定せられたる兩國各自の利益を保護するが爲め必要なる措置を日本は韓國に於て露國は滿洲に於て執るの權利を相互に承認すること

第三條　日露兩國は本協約第一條の條項と背馳せざる限り韓國に於ける日本及滿洲に於ける露國の商業的及工業的活動の發達を阻礙せざるべきことを相互に約すること

又今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し以て東清鐵道及山海關牛莊線に接續せしめむとすることあるも之を阻礙せざるべきことを露國に於て約すること

第四條　本協約第二條に掲げたる利益を保護するの目的又は國際紛爭を起すべき叛亂若は騷擾を鎭定するの目的を以て日本より韓國に或は露國より滿洲に軍隊派遣の必要を見るに於ては其の派遣の軍隊は如何なる場合に於ても實際必要なる員數を超ゆべからざること且右軍隊は其の任務を果し次第直ちに召還すべきことを相互に約すること

第五條　韓國に於ける改革及善政の爲め助言及援助（但し必要なる軍事上の援助を包含すること）を與ふるは日本の專權に屬することを露國に於て承認すること

第六條　本協約は從前韓國に關して日露兩國間に結ばれたる總ての協定に替はるべきこと

前記案文をラムスドルフ伯に手交せらるゝの際貴官は本案は日露兩國間に設くべき滿足なる協定の基礎と爲すに足るものと見做さるべしとの確信を以て提出するものなりと述べられ次で本案に對しラムスドルフ伯より提出せらるべき修正又は意見は帝國政府に於て直ちに之に友好なる考量を加ふべき旨を同伯に確保せらるべし

本案各條項は多くは自明に屬するを以て貴官に於て多言の說明を與へらるゝの要なかるべし但し本案は大體に於て兩國政府が業已に承認したる主義又は從前の協定中に記入せられたる條件を推理敷衍したるものに外ならざるべきことは之を指摘せらるゝも可なり

上述の訓令は曩に貴官より提出されたる口上書に對する露國の回答を諾應的のものと豫想して之を貴官に送るものなれども貴官は先づ以て右露國の回答を本大臣に電報せられ之に對し更に本大臣より何分の訓令あるを俟て後に之を遵行せらるべし

ラムスドルフ伯談判開始の允可を得たる旨稟報

○第四　（電信）　露京發明治三十六年八月五日　東京着同　同　六日

小村外務大臣　栗野全權公使

ラムスドルフ伯は口上書の件に就き本官と談判を開始するの允可を皇帝陛下より得たりと述べられたり

露國政府に對し協商案提出方訓令

○第五　（電信）　明治三十六年八月六日發

栗野全權公使　小村外務大臣

八月一日發幷に同五日發貴電に關し貴官はラムスドルフ伯に對し帝國政府は日露兩國間協商の件に關し商議を開始せむがために爲したる其の提議に對し露國政府が友好の精神を以て之を接受せられたるを深く感諒する旨を述べ本月一日當方發電信の訓令に遵據して速に我案を露國政府に提出せらるべし

ラムスドルフ伯へ右協商案を手交したる旨稟報

○第六　（電信）　露京發明治三十六年八月十二日　東京着同　同　十四日

小村外務大臣　栗野全權公使

ラムスドルフ伯は目下甚だ多忙にして漸く今十二日に至り本官を接見するを得たり本官は我提案を英文に認めて之を伯に手交して御訓令の旨趣を言

明し次で極東に於ける事態は現下益〻紛糾を加へつゝあるが故に締約一日を遲うせば一段の困難を增すべし就ては出來得る限り本件の解決を取急がれんことを望む旨附言したるに伯は細心以て我提案を閲査すべしと答へられたり

ラムスドルフ伯より本件商議を東京に移すべしとの發議ありたる旨報告

○第七

（電信）　露京發明治三十六年八月二十四日　東京着同　同　二十五日

小村外務大臣　栗野全權公使

ラムスドルフ伯は昨二十三日特別の打合せを以て本官を接見せり本官は帝國政府に於ては目下切に露國の答を翹待しつゝある旨を述べ我提案に關する同伯の意向及露國政府の態度を尋問したるに伯は該提案を篤と研究したるも皇帝陛下は演習の爲め一週間餘御不在なるにより之に關し何等の措置を採る能はざりしと述べ且アレキシェフ大將に移牒すべき細目の點亦尠なからざるべきを以て本件商議を東京に移すことに就き本官の意見を問はれたり依つて本官は之に對し日本政府は既に商議を本官に委任せるが故に本官は之を當地に於て行はむことを欲す尤も伯の意見は閣下に通報するを辭せずと答へたり

伯はアレキシェフ大將の意見を徵せむ爲め已に我提案の寫を旅順に發送したりと附言せられたり右談話の後伯は滿洲に於ける我鐵道經營の件は之を承諾すること困難なるべきも他の諸點に關しては或は露政府に於て妥協に至るを得るならむと說けり之に對し本官は滿足なる協商を遂げむが爲めには宜く交讓と和協の精神なかるべからず若しラムスドルフ伯より何等提言せらるゝ所あらむには帝國政府は素より之に好意的考量を與ふべしと答へたり

○第八

商議地變更の議に反對すべき旨訓令

（電信）　明治三十六年八月二十六日發

栗野全權公使　小村外務大臣

八月二十四日發貴電に關し帝國政府は露京に於て商議を行はむことの進行上頗る便易なる可しと信ずるを以て右は同地に於て繼續せむことを欲する旨貴官よりラムスドルフ伯に告げらるべし貴官は同時に本件商議に關しては別に地方的知識を要するが如き細目事項之なきこと幷に帝國政府は業已に本件商議を貴官に委任したるが故に今更之を變更するは其好まざる處なる旨を附言せらるべし帝國政府は其の提案に對する露國政府の確答を切に翹望す貴官は此事を露國外務大臣に告げ尚右確答を出來得る限り速に得ることに引續き御盡力あらむことを希望す

露國外務大臣に於ては其主張を固持する旨回報

○第九

（電信）　露京發明治三十六年八月二十七日　東京着同　同　二十八日

小村外務大臣　栗野全權公使

八月二十六日發御電訓の件に關し本官は今二十七日ラムスドルフ伯に會見せり伯は去る火曜日（二十五日）皇帝に謁見したる時陛下は速に日露兩國間に滿足なる協商の締結を見むことを望ませられ本件の進行を速めむが爲め東京に於て商議を行はしめむと欲せらるゝ旨仰せられたりと曰ひ次で又露國皇帝は來る月曜日（八月三十一日）を以て當府御發輦地方に行幸遊ばされ引續き或る期間外國に御旅行遊ばさるべき筈にて其の間は關係諸大臣は露都に不在なるべきが故に東京に於て商議を行ふは本件完結の爲め便易且捷徑たるべしと謂はれたり本官は去廿三日同伯との會談を援き抑〻今回協商の目的は主として主義政綱に關し細目に亘らざるが故に其の商議は之を露都に於てせむと適當にして而も滿足に成効するの最捷徑たるべき旨を述べたるも伯は前言を繰返し其の主張を固持せり此の如き事情なるが故にラムスドルフ伯をして斯く皇帝陛下の允准を經て提言せられたる方針を變更せしむることは頗る困難なりと思考す然れども之れと同時に商議を東京に移すは尠らざる不利益なる結果を生ずべし就ては此上本官の執るべき措置に付御訓令を待つ

重ねて商議地變更に反對し並に日本の提議を以て商議の基礎と爲さしむることに付訓令

○第十

（電信）　明治卅六年八月廿九日發

栗野全權公使　小村外務大臣

八月二十七日發貴電に關し元來今般の商議は主義に關して細目に亘らざるものなるが故に之を露京に於て繼續することの便易なるべきは帝國政府の依然として信ずる所なり貴官は此旨をラムスドルフ伯に告げ猶ほ貴官と同伯とは既に本件に就き相當の委任を受け且我提議は既に同伯に提出せられたるが故に帝國政府に於ては商議の場所は業已に協定に歸したることと思考し居たる旨を附言せらるべし因て貴官は露京に於て商議を繼續せむとする帝國政府の希望を同伯に切述し露國政府の再考を求めらるべし

且又ラムスドルフ伯が本件商議を東京に移さむことを提議せられたるの事實に依り露國政府は我提案を以て商議の基礎と爲すことに就き大體上異議なきものと推測せらる貴官は帝國政府が此推測を爲すに於て不當ならざるべき旨を同伯に述べらるべし

右に對する露國外務大臣の異議報告

○第十一

（電信）　露京發明治三十六年八月三十一日　東京着同　九月二日

小村外務大臣　栗野全權公使

本官は八月三十日ラムスドルフ伯に會見し八月二十九日發御電訓の趣意を充分に說述したるに伯の答ふる所要領左の如し

本件は主義の問題に關すと雖も而も主義なるものは地方的並に實際的問題を審案して決せらるべきものなり露國政府が商議を東京に移さむと決したるは主として此理由に基きアレキシェフ大將に協議するの必要あるが爲めなり之と同時に本件は日本より提議せられたること故日本に敬意を表するの意にも出でたるものにして露都に於て右提議を受付けたることは同所を以て商議の地となすの意味には非ず又商議を東京に移さんとの提言は必ずしも露國政府に於て日本の提議に異議なきことを意味するものに非ず商議の基礎なるものは實際問題を考量したる上始めて決定せらるゝを得べく而して實際問題に關しては日本駐劄の我公使及アレキシェフ大將は伯に優りたる知識を有すと

本官は之に對し一己の意見として抑〻本件は最も重大なる至高政策に關するものなるを以て其の決定は恐らくは皇帝陛下の親裁に依るもの多かるべく從て露都に於て商議する方便宜なるべしと思考す故に商議の場所を變更することはラムスドル伯

に於て再考あらむことを望む是れ帝國政府の切に希望する所なりと述べ且本件は主義の問題に關し併せて國際政略問題の變理に關するものにしてアレキシエフ大將に與へられたる權力の範圍に屬せざるべしとの理由を以て商議地移轉の議に異議を唱へ本官の記憶にして誤らずむはアレキシエフ大將の職權は單に地方行政等の事項に限らるゝ樣伯より聞及たりと思惟する旨を述べたるにラムスドルフ伯は今回の問題に就きアレキシエフ大將は單に諮詢を受くるのみにて何事をも決定するものに非ず又可成速に本件を決着せむことは伯に於ても希望する所にして此れ即ち商議地の移轉を提言したる所以なりと答へ且對案の調製は地方的知識を有する人に依りてせられざるべからざるを以て茲に商議を東京に移すに決したるは本件の進行を速かならしむるの目的に出でたるものなり若し當地に於て商議を行はむには伯の外之に當るものなく然るに伯は陛下に扈從するが爲め今秋は大抵當地に在らざるべく維也納及羅馬へ旅行の上は更に某國に旅行することあるべきを以て頗る商議の遷延を來すべし然るに之を東京に於てせむには伯は電信にて東京に訓令するを得べく東京よりの電信も亦伯の行先何れにも追隨すべきなり且夫れ當地に於ける事務の處辦は貴公使等の熟知せらるゝ通り餘り迅速には非ざるなりと答へられたり

終に臨て伯は本日皇帝陛下に拜謁すべきを以て本官の述べたる協商速成の望ましき理由を陛下に奏上すべく又露都にて商議を行ひたしとの日本政府の特別の希望を再び陳奏すべきも此點に關しては從來屢次陳述したる處より以外の結果を期待するを得ざるべしと思考する旨を追述せられたり

露京に於て商議を繼續し幷に日本提案を以て商議の基礎と爲さしむることに付再應の訓令

○第十二　（電信）　明治三十六年九月二日發

栗野全權公使　小村外務大臣

八月三十一日發貴電に關し出來得る丈け速に協商を遂げむこと既に兩國の希望なること明かなる以上未だ商議の基礎の受諾せられたるものなきに之が商議を東京に移すとせば帝國政府は之が爲め大に議事を遷延せむことを恐る故に貴官は此旨をラムスドルフ伯に語り次で帝國政府は業已に其の提議を具體的に露國政府へ提出したるが故に縱令商議は何れの地に於て之を行ふとするも露國政府にして先以て我提案は主義上商議の基礎として受諾せられ得べきや否を聲明せられむには大に事の進行に便なるべしと信ずる旨を述べらるべし抑ゝ我提案を商議の基礎として受諾するも之が爲めに必要と認むる修正の提議を妨げらるべきものにあらず蓋し斯る受諾は單に事の發程點を確定するに過ぎず而して如何なる商議たるを問はず先以て其の發程點を定め置くことは便益にして特に本件の如き場合に在ては極めて緊要なりとす

就ては貴官は露國政府より右の聲明を得らるゝ樣十分御盡力あらむことを希望す

露國外務大臣は日本の提案と露國の對案とを以て基礎とし又商議は東京に於て之を行ふことを主張する旨回報

○第十三　（電信）　露京發明治三十六年九月五日　東京着同　同　六日

小村外務大臣　栗野全權公使

本官は九月四日ラムスドルフ伯と會見せり九月二日發貴電御訓令の意義に關し先方の誤解を防ぎ且帝國政府に於ては深く本件に重きを措くものなることを先方に領得せしめむが爲め本官は口上書を作りて之を伯に手交し然る後伯と長時間の談論を爲したり伯の答辯は大要下の如し即ち伯が露國外務省に於ける四十年の經驗に依れば國際商議は一國の提議と他國の回答との上に行はるゝを常とし一國の提議を以て商議の唯一の基礎として受諾するが如きは常例に非ず東京駐劄の露國公使は業已に露國皇帝陛下より日本政府の提議を審査し同時にアレキシエフ大將と協議して一の對案を作成し日本政府若し商議を始むるを欲せば其の提案と我對案とを採りて商議の基礎と爲し以て直ちに商議を開始すべき旨の勅命を受け居れりと

本官は之に對して曰く若し露國政府にして果して日本と滿足なる協定を爲さむとの希望を有するに於ては其の商議委員に訓令し日本の提議若は少くも其の實質たる主義を採て基礎と爲さしめ以て本件の目的を達するに便易ならしむること極めて緊要なるべし蓋し本官の感知する處に依れば アレキシエフ大將が凡そ滿足なる協商を遂ぐるに最も緊要なる和協の精神を以て日本と商議を試みるの意向あるや否やは疑問に屬するが如しと

伯曰く初め露國政府が日本の提議に接したるに際し其の採るべきの策は二途ありしのみ即ち之を辭拒せん乎將た之に就き商議を爲さん乎の二途是なり而して露國政府は其の第二策を採りたりと雖も是れ日本の提議を全然受諾したるの意に非ず又其の主義を受諾したるの意にも非ず去りながら既に協商を爲さむとの提議に同意したるを以て露國政府は日本の提案を審査し之が對案を作り以て兩案を商議の基礎として用ふるに決したるなり加之日本案の或條項は露國の利益と調和すること能はざるものあり又は之が修正を要するものあり故に露國政府は其の對案と共にするにあらずむば日本提案の主義をすら商議の基礎として受諾すること能はずと

前述の如く本官は帝國政府の希望を達せむが爲め十分の盡力を爲したるも今やラムスドルフ伯をして其の提言したる針路を變せしむること不可能なるを確認せり就ては帝國の取るべき進路は伯の發議に同意するの外之なかるべしと思料す伯は本月十日當府出發ダルムスタットに赴き露國皇帝陛下に供奉する筈なり

右に對して同意を表し併せて速に露國對案の提出を求むべき旨訓令

○第十四　（電信）　明治三十六年九月七日發

栗野全權公使　小村外務大臣

九月五日發貴電に關し貴官は帝國政府に於て商議を東京に移すに同意する旨をラムスドルフ伯に告げ同時に帝國政府は露國政府よりローゼン男に與へられたる訓令は同男をして遲滯なく露國對案を提出して直ちに商議に進むを得せしむる底のものなることを信ずる旨を附言せらるべし

ローゼン公使及極東總督は既に必要の訓令を受けたりとの件訓令

○第十五　（電信）　露京發明治三十六年九月九日　東京着同　同　十日

小村外務大臣　栗野全權公使

本官は九月九日ラムスドルフ伯に會見せり伯曰く東京駐劄ローゼン公使及アレキシエフ大將は業已に皇帝の命に因て出來得る限り速に對案を作成し成るべく早く商議を開始すべき旨電訓せられたり就ては今再び同樣の訓令を送るの必要は之なかる

べしと思考すと

ローゼン公使及アレキシエフ大將と協議の爲め旅順へ出發の件通報

○第十六　（電信）　明治三十六年九月二十四日發

栗野全權公使

小村外務大臣

ローゼン公使は本月二十二日旅順に向け出發せり出發前同公使が本大臣を來訪して語る所に據れば作製中なる露國對案の完成を速かならしむる上に於て旅順に赴くの必要起りたる時は直ちに同地に向け出發し得る樣用意し置くべき旨の勅命に基ける訓令に接し居りしが恰もアレキシエフ總督より該件に付親しく協議を遂げむが爲め旅順に渡來せむことを請求し來りたる趣なり尙同公使は向ふ十一日内には歸京の見込なりと附言せり

ローゼン公使旅順より歸來の上提出したる露國對案内示

○第十七　（電信）　明治三十六年十月五日發

栗野全權公使

小村外務大臣

露國公使は本月三日旅順より歸來せるが當日本大臣を來訪しアレキシエフ總督及同公使より提出の上露國皇帝陛下の允裁を經たるものなりとて左記露國對案を手交せり

露國對案

第一條　韓帝國の獨立幷に領土保全を尊重することを相互に約すること

第二條　露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し幷に第一條の規定に背反することなくして韓國の民政を改良すべき助言及援助を同國に與ふるは日本の權利たることを承認すること

第三條　韓國に於ける日本の商業的及工業的企業を阻礙せざること及第一條の規定に背反せざる限り右企業を保護するが爲めに採られたる總ての措置に反對せざるべきことを露國に於て約すること

第四條　露國に知照の上右同一の目的を以て韓國に軍隊を送道するは日本の權利たることを露國に於て承認すること但し右軍隊の員數は實際必要なるものを超過せざるべきこと且右軍隊は其の任務を果し次第直に召還すべきことを日本に於て約すること

第五條　韓國領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること及朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきことを相互に約すること

第六條　韓國領土にして北緯三十九度以北に在る部分は中立地帶と見做し兩締約國孰れもこれに軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること

第七條　滿洲及其の沿岸は全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認すること

第八條　本協約は從前韓國に關して日露兩國の間に結ばれたる總ての協定に替はるべきことを

ローゼン公使と會商を開始したる旨通報

○第十八　（電信）　明治三十六年十月八日發

栗野全權公使

小村外務大臣

本大臣は我提案幷に露國の對案を基礎とし且出來得べくむば露國をして我提案の根本たる主義を承認せしむるの趣意を以て露國公使と會商を開始したり

露國對案に對し提出したる修正案條項内示

○第十九　（電信）　明治三十六年十月十六日發

栗野全權公使

小村外務大臣

本大臣は露國對案に對する修正として左の各項を提出しこれに關し露公使と商議を遂めつゝあり

一、露國對案第二條中「韓國の民政を改良すべき助言及援助」を「韓國の内政を改良すべき助言及援助（但し軍事上の援助を含む）」と改むること

一、露國對案第三條中「商業的及工業的企業」を「商業的及工業的活動の發達」と改め又「右企業を保護する爲め採られたる」を「是等の利益を保護する爲め採らるべき」に改むること

一、露國對案第四條を左の通り改むること

「前條に掲げたる目的又は國際紛爭を起す叛亂若は騷擾を鎭定するの目的を以て韓國に軍隊を送道するは日本の權利たることを露國に於て承認すること」

一、露國對案第六條を左の通り改むること

「韓國と滿洲との境界に於て其の兩側各五十キロメートルに亘り一の中立地帶を設定し右地帶内には締約國孰れも相互の承諾なくして軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること」

一、露國對案第七條を削除し之れに換ふるに以下三ケ條を以てすること

一、第七條　滿洲に於ける清國の主權及領土保全を尊重し幷に滿洲に於ける日本の商業の自由を妨害せざるべきことを露國に於て約すること

一、第八條　日本は滿洲に於ける露國の特殊利益を承認し且前條の規定に背馳せざる限り該利益の保護に必要なるべき措置を露國に於て採るの權あることを認むること

一、第九條　今後韓國鐵道及東清鐵道にして鴨綠江迄延長せらるゝに至らば該兩鐵道の連結を阻礙せざるべきことを相互に約すること

一、露國對案第八條は第十條に改むること

○第二十　（電信）　明治三十六年十月二十二日

ローゼン公使と會商の經過内示

栗野全權公使

小村外務大臣

露國對案に對する我修正に關しローゼン公使と會商の結果左の如し

露公使は第二條及第六條に對する我修正に一應承諾を與へ本國政府の認可を仰ぐことゝなり又第三條に同意し第四條は尙商議を重ぬることゝせり露國對案第七條に對する我修正中第七條に關しては兩者互に他の提案を受諾するの不可能なることを固持し何等合意に至らず露國公使の主張は左の如し

一、露國對案第七條は韓國に關する露國の讓歩に對する唯一の補償なり

二、此點に關し日本の修正を容るゝは露國が從來固持し來りたる主義即ち滿洲問題は露清間專屬の案件にして第三國の關渉を許さずとの主義に反す

之に對する當方の主張は左の如し

一、日本は滿洲に關し露國より何等の讓與を求むるものに非らず日本の提案は單に露國が任意に且累次聲明したる主義を條約を以て確認せむするに過ぎず

二、日本は滿洲に於て條約上の權利幷に商業上の利益を有す且又露國が滿洲を確然占領する

ことは不絶韓國の獨立を侵迫すべし是故に日本は前述の權利及利益の安固と韓國獨立の保障を露國より得ざる可らず

同上

○第二十一　（電信）　明治三十六年十月二十九日發
栗野全權公使　小村外務大臣

十月二十二日當方發電信に關し其の後ローゼン公使と會商の結果露國對案第四條に對する修正は同公使に於て遂に本國政府の承認を條件として同意を與へたり第六條に關しては中立地域を滿韓の境界各五十キロメートルに定めんとの本大臣の提議は露國公使に於て是亦第四條と一樣の同意を與へたり第七條に關しては彼我の意見未だ一致に至らず

露國對案に對し提出したる日本の確定修正案內示

○第二十二　（電信）　明治三十六年十月三十日發
栗野全權公使　小村外務大臣

本大臣は本日露國對案に對し帝國政府の確定修正案として左の各項を露公使に提出したり

第一條　清韓兩帝國の獨立及領土保全を尊重することを相互に約すること

第二條　露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し幷韓帝國の行政を改良すべき助言及援助（但し軍事上の援助を含む）を同國に與ふるは日本の權利たることを承認すること

第三條　韓國に於ける日本の商業的及工業的活動の發達を阻礙せざるべきこと及此等利益を保護するが爲めに採らるべき總ての措置に反對せざるべきことを露國に於て約すること

第四條　前條に掲げたる目的又は國際紛爭を起すべき叛亂若くは騷擾を鎭定するの目的を以て韓國に軍隊を送還するは日本の權利たることを露國に於て承認すること

第五條　朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざることを日本に於て約すること

第六條　韓國と滿洲との境界に於て其の兩側各五十キロメートルに亘り一の中立地帶を設定し右地帶內には締約國孰れも相互の承諾なくして軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること

第七條　滿洲は日本の特殊利益の範圍外に在ることを日本に於て承認し韓國は露國の特殊利益の範圍外に在ることを露國に於て承認すること

第八條　日本は滿洲に於ける露國の特殊利益を承認し幷に此等利益を保護するが爲に必要なる措置を採るは露國の權利たることを承認すること

第九條　韓國との條約に依り露國に屬する商業上及住居上の權利及免除を妨碍せざるべきことを日本に於て約すること幷に清國との條約に因り日本に屬する商業上及住居上の權利及免除を妨碍せざるべきことを露國に於て約すること

第十條　今後韓國鐵道及東清鐵道にして鴨綠江まで延長せらるゝに至らば該兩鐵道の連結を阻礙せざるべきことを相互に約すること

第十一條　本協約は從前韓國に關して日露兩國の間に結ばれたる總ての協定に替はるべきこと

右確定修正案はローゼン公使帶有の訓令範圍外に屬する趣を以て同公使より本國政府の訓令を求めたるに付

露國外務大臣に面會の上帝國政府の主張を說明すべき旨訓令

○第二十三　（電信）　明治三十六年十一月一日發
栗野全權公使　小村外務大臣

ローゼン公使は十月三十一日本大臣を來訪し曩に本大臣より露國對案に對する修正として提出したる我確定案は同公使訓令の範圍外に屬するを以て十一月一日該案の全文を本國政府に電報し何分の訓令を請ふべき旨を告げたり就ては貴官は可成速に外務大臣代理に面見し左の通り陳述せらるべし

帝國政府は修正案を作製するに方り露國政府の希望を十分酌量するを怠らざりき

帝國政府が韓國と同樣に清國の獨立及領土保全を尊重すべしとの相互的約定を提議したるは單に露國が業已に任意に與へたる聲明の確認を得むとするまでなり而も露國が韓國に關しては右樣の約定を爲すの意なるに顧みるときは其の清國を除外せむとするの理由は了解に苦まざるを得ず抑〻滿洲問題が帝國の權利と利益とに關涉せざる限り帝國政府は之を以て純然たる露清間の案件と爲すに異議なきも奈何にせむ帝國は該地方に於て廣大且重要なる權利及利益を有す故に滿洲を以て其の特殊利益の範圍外と宣言するに方り對清條約上帝國に屬する通商及居住上の權利と免除に對し妨碍を加へざるべき旨の保證を露國に求むるは帝國政府が至當と信ずる所なり

次で貴官は今回商議の基因たる帝國政府提議の主意は極東に於て日露利益相接觸する地方に於ける兩國の特殊利益を劃定せむとするにあり露國政府が右の提議に應ずるに方り露國對案第七條により推測し得べきが如く該劃定を以て單に日本が特殊利益を有する地方のみに限らむことを欲せられむとは帝國政府の毫も豫期せざりし所なるを指摘せらるべし

右訓令に依り露國外務大臣代理と會談の要領具報

○第二十四　（電信）　露京發明治三十六年十一月三日　東京着　同　同日
小村外務大臣　栗野全權公使

本官は十一月二日外務大臣代理に面會したるに同大臣代理は其の一己の說として日本の要求は前後同一にして唯其の形體を異にするのみ且其の求むる處過多なり云々と語れり依て本官より日本の求むる所は其の滿洲に於て現に有する所の條約上の權利及免除の承認に過ぎざるに如何なる點を以て過多なる要求と思考せらるゝやと問ひたるに大臣代理は其の事に關してはローゼン公使に於て何等述ぶる所なし唯茲に一の難事とするは韓滿鐵道の接續是なりと答へたるより更に其の他には何等故障なきやと問ひたるに鐵道問題はローゼン公使に於て本國政府の承認を條件として一應肯諾したりと雖も是れ實に唯一の難點なりと答へたり

終に臨み本官は帝國政府に於ては十分に交讓の精神を懷抱するを以て外務大臣代理に於ても這般問題を滿足に解決せむが爲め盡力せられたくラムスドルフ伯にも其の意を以て語言し又若し能ふべくむば皇帝陛下にも陳奏せられたき旨を請ひたるに同大臣代理は喜むで例かせむと答へ且ラムスドルフ伯も今週の末には歸府あるべしと語れり

確定修正案に關しラムスドルフ伯と會談の要領報告

○第二十五　（電信）　露京發明治三十六年十一月十三日　東京着同　同　同日

小村外務大臣　栗野全權公使

十一月十二日ラムスドルフ伯に會見談話の要領左の如し

本官　過日外務大臣代理オポレンスキー公爵に手交し置きたる電文寫は御接手相成りたることと信ず右に就ては何分の御措置ありたるや否や

伯　右は皇帝の叡覽に供へ置きたり又ダルムスタット出發前勅命に依りローゼン公使に對し引續き日本政府と商議を行ふべき旨訓令を發送したり

本官　ローゼン公使へは日本の確定修正案を基礎として商議を進行する樣御訓令相成りたる義なるや

伯　ローゼン公使はアレキシエフ大將と共に貴方の提案を審査し且若し必要あるに於ては之に修正を加ふべき旨皇帝より命ぜられたるなり思ふに目下該官等は對案の調製に從事し居ることならむ

本官　オポレンスキー公爵の談話に依れば貴我の所見歸一に至らざるは滿韓鐵道連結の件の爲めなる趣なれども日本政府は其の後右に關する條項に變更を加へたること故該問題が双方の意見妥協を妨ぐる主因なりとは自分の信ずる能はざる所なり

伯　予の見る所を以てするに協商成立を妨ぐるものは滿洲問題なりとす予が當初より言ひ來れる如く露國政府は常に此問題を以て全然露清兩國間の案件と認むるものなり隨て清國と協商を遂げ以て滿洲に於ける優越の利益を擁護する爲め適當なる一切の措置を爲すの權は之を我露國政府に保留せざるを得ざるなり

本官　我方に於ては常に滿洲に於て露國の有する特殊且著大なる利益を承認する積りなり又右等の利益を侵さむとする意思更に之あるなし然れども清國の獨立及領土保全の尊重せらるべきこと幷に滿洲に於ける我權利及利益に對し正式の保障を要求するは我至當の權利なりとす

伯　本件に關する露國の異議は「實質」に對するものにあらず寧ろ「形式」に關するものなり滿洲に於ては他國も亦權利と利益を有す然れども之が爲めに滿洲に關し此等の諸國との間に一々特別の協定を爲すは露國の能せざる所なり

本官　露國政府已に實質の點に於て我れと所見を一にすとせば單に形式に關し貴我の意見一致せざるの故を以て兩國協商の成立を見る能はざるが如きは深く遺憾とせざるべからず就ては露國自ら已に容認したる主義に由り滿足なる解決を見る樣伯に於て盡力あらむこと本官の偏に熱望する所なり

速に談判を繼續する樣ローゼン公使へ發訓を求むべき訓令

○第二十六　（電信）　明治三十六年十一月二十一日發

栗野全權公使　小村外務大臣

ローゼン男は十一月二十日本大臣に告ぐるにアレキシエフ總督は既に對案を露國政府へ差出したりとの電報去十四日同總督より接到したり尤とも右對案に關しては未だ何等の訓令に接せざる旨を以てせり

右の次第に付貴官は可成速にラムスドルフ伯に會見の上前段ローゼン男より談話の次第を叙述し帝國政府は出來得る丈迅速に談判を進行せむことを切望する旨を述べ且遲滯なく談判を繼續し之れが終結を期せむか爲め速にローゼン男へ發訓の運に至る樣盡力せられんことを伯に促さる可し

右訓令に基きラムスドルフ伯と會見の結果報告

○第二十七　（電信）　露京發明治三十六年十一月二十二日　東京着同　同　二十三日

小村外務大臣　栗野全權公使

今二十二日ラムスドルフ伯に會見したる處伯は日本確定案に對する修正は已に皇帝陛下の御手許に達し居れども目下皇后陛下御不豫の爲め一切の事務を御覽遊ばされざるを以て自然遲延を來せりと云はれたるに付本官は本問題に關し可成速かに勅裁有之樣伯の盡力を請ひたるに伯は御電訓の次第を公文にて本官より伯に照會せば直に之を皇帝に奏上すべき旨答へられたり

是於本官はアレキシエフ大將より提出したる修正個條のことを尋ねたるに伯は直接の答を爲すに當惑したる模樣にて下の如く答へられたり即ち韓國に關しては露國は日本と直接の協定を遂げ以て多大の讓歩を爲すをも辭せざるものなれども滿洲に關しては爾かする能はず露國は一旦征服の權利に依て滿洲を占領したるにも拘はらず猶ほ之を清國に還附せむとするものなり但し滿洲に於ける我莫大なる利益の安固に付或種の保障を要するは勿論なり而して清國に於て右保障を與ふるを拒みつゝある今日、露清間專屬の案件たる滿洲に關して第三國との間に何等協定を爲さむことは到底我露國の能くする所に非ざるなり云々と之に對し本官は我日本の提案に就き本官の解する所に據れば我政府の意思は露清兩政府間の直接交渉に干與せむとするに非ず是れ我確定案第七條の前部を見るも明なる所なり我方の欲する所は露國が屢次聲明したる清國の獨立及保全と滿洲に於ける我重要なる利益の安固とに在り是れ露清兩國間の事件に干與するに非ずして日露兩國共に多少の利益を有せる滿洲に於て兩國間の誤解を豫防せむとするに外ならずと述べ尚ほ何等かの形式に由り主義上なりとも如上の協調成立し得むには露清間の交渉と雖も尚且爲めに其の進行に一段の便易を見ることならむと附言したるに伯は前云へる如く本官より公文を以て本國政府より來訓の次第幷に之に關する本官の意見を伯に致すこととせられたく左すれば該公文を直ちに皇帝に轉送すべしと再言し尚伯に於ては來る二十五日スケルチヴイスに於て皇帝に謁見の筈なりと語られたり右の公文は多分今夕頃伯に送付し得べし

右會談の模樣より察するにアレキシエフ大將の提出したる修正は清國及滿洲に關する我提議に取りては好都合のものに非るべしと思はる

ローゼン公使發訓の手續を執られしや否やラムスドルフ伯に問合方訓令

○第二十八　（電信）　明治三十六年十一月二十八日發
栗野全權公使　　小村外務大臣
十一月二十二日發貴電に據ればラムスドルフ伯は本月二十五日皇帝に謁見の筈なりと云ふ就ては貴官は可成速に伯に會見の上ローゼン男へ訓令發送の件に關し何等の措置を採られたるや否問合さるべし

皇后御不豫の爲めラムスドルフ伯皇帝に拜謁を延引したる件申報

○第二十九　（電信）　露京發明治三十六年十一月二十七日　二十八日　同東京着同
栗野全權公使　　小村外務大臣
ラムスドルフ伯は皇帝陛下に謁見の爲め十一月二十五日行在所に行く筈なりしが皇后陛下御病氣の爲め見合はせたる旨本官に語られたり皇后陛下の御病氣は右耳内部脈衝にして手術の必要ありと云ふ
十一月二十二日發拙電にて喜報の通り本官より同外相に宛たる公文は直に之を皇帝の御手許に轉送したる旨是又同外相より聞及べり

交渉問題速決の緊要を露國政府に說示すべき旨訓令

○第三十　（電信）　明治三十六年十二月一日發
栗野全權公使　　小村外務大臣
日露間交渉問題の速決は帝國政府が當初より極めて重視したる所なり益し斯の如き重大の案件に於ては其解決の滿足すべきものたるを要するは勿論なれども其の終結の迅速ならむことも亦之に次で大切なりとす是故に帝國政府は今日迄の交渉中露國政府の提言に對しては總て之に速答を與ふる事に特に注意し來りたり然るに日露交渉も懸案已に四個月の久しきに亘り而かも其の終局の如何は未だ確然豫見し得るの域に達せず事情既に此の如し帝國政府は職として交渉遷延に因由せる現下の形勢に對し憂惧を起さざらむとするも禁ずる能はず是故に貴官は成るべく速にラムスドルフ伯に會見を求め最も痛切に前顯の次第を說示せらるべく尚ほ我政府が斯の如く胸襟を披て現下の時勢を露國政府に說明するは即ち之を以て大局に裨補する所以と信ずるに因る旨をも附言せらるべし

露國政府は尙アレキシエフ總督と通信を重ねつゝある旨申報

○第三十一　（電信）　露京發明治三十六年十二月二日　同東京着同　三日
小村外務大臣　　栗野全權公使
本官の聞く所に據れば露國政府は今猶はアレキシエフ總督と頻繁に通信を重ね居れりと云ふ

交渉問題速決の必要を皇帝に具奏し其結果を通報すべき旨ラムスドルフ伯より答話の件

○第三十二　（電信）　露京發明治三十六年十二月四日　同日　同東京着同
小村外務大臣　　栗野全權公使
ラムスドルフ伯は十二月三日夜本官を接見せり其の際本官は十二月一日發御電訓の佛譯に添ふるに帝國政府が懸案問題の速決を緊要と認むる所以の事態を十分に說明せる書面を以てし之を伯に手交したるに伯は本問題に就ては尙ほ考量を要することありアレキシエフ總督と交涉中なりと述べ尙ほ皇帝陛下は十二月五日御還幸の筈に付次週の火曜日（十二月八日）に於ける拜謁の際本件の緊急を要することを詳細具奏すべく然る上は在日本露國公使にも訓令を發することを得るならむと考ふる旨答へられたり依て本官は伯に於て右日取以前に陛下に拜謁するを得ざるやを問ひたるに伯は今週土曜日は當國皇嗣の祝祭日にして日曜日は休日なり月曜日には他の用務を有す云々と答へ拜謁の結果は來る水曜日（十二月九日）を以て本官に知らしむべしと約せられたり

アレキシエフ總督より提出に係る露國修正對案を基礎とし談判を繼續すべき旨の勅命既に同總督幷にローゼン公使に發送せられたる旨ラムスドルフ伯より談話の件

○第三十三　（電信）　露京發明治三十六年十二月九日　十日　同東京着同
小村外務大臣　　栗野全權公使
ラムスドルフ伯は十二月九日本官に語て曰くアレキシエフ總督の提案を基礎として談判を繼續すべき旨の勅命昨八日を以て同總督及ローゼン公使に送致せられたり尤も日本の提案にも十分の考量を加へたるなりと
本官は露國提言の性質を知るを得可きかと問ひたるにラムスドルフ伯は右は二三日中にローゼン公使を經て公然日本政府へ提出せらるべしと答へられたり

前記露國修正對案ローゼン公使より提出に付通報

○第三十四　（電信）　明治三十六年十二月十二日發
栗野全權公使　　小村外務大臣
露國公使は昨十一日本大臣を來訪し本國政府の訓令に依り我確定修正案（十月三十一日當方發電信別報）に對する復答として左記露國政府の對案を公然提出したり

第一條　韓帝國の獨立幷に領土保全を尊重すること
第二條　露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し幷に民政を改良すべき助言を以て韓國を援助するは日本の權利たることを承認すること
第三條　韓國に於ける日本の工業的及商業的活動の發達に反對せざるべきこと幷に此等の利益を保護するが爲め措置を執ることに反對せざるべきことを露國に於て約すること
第四條　前條に揭げたる目的又は國際紛爭を起し得べき叛亂若は騷擾を鎭定するの目的を以て韓國に軍隊を送還するは日本の權利たることを露國に於て承認すること
第五條　韓國領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること及朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきことを相互に約すること
第六條　韓國領土にして北緯三十九度以北に在る部分は中立地帶と見做し兩締約國孰れも之に軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること

右に付協商の範圍に關し露國政府の再考を求め幷に帝國政府が必要と認むる修正箇條をラムスドルフ伯に提示の爲め口上書提出方訓令

○第三十五　（電信）　明治三十六年十二月二十一日發
栗野全權公使　　小村外務大臣
十二月二十一日露國公使との會見に於て本大臣は我が原提案と露國の新對案との間に協商の地理的範圍に關し根本の差異あるを摘示し且帝國政府が

極東に於て日露兩帝國の利益相接觸する點の如き方を今回の協商に入るゝことを以て一般の利益の爲め希望すべき義と思惟するに至りたる所以を十分に說明したる上本大臣は露國政府が此點に關し其の態度を再考せむことを希望する旨言明したり本大臣は又帝國政府が露國の新對案に加ふるを必要と認めたる修正の個條を同公使に詳述したり就ては露國政府をして帝國政府の態度に關し何等誤解を生ずることなからしめむが爲め貴官より左の趣旨の口上書をラムスドルフ伯に提出せらるべし

本月十一日提出せられたる露國新對案は帝國政府に於て愼重に考査を加へたり而して露國政府が本案協商の範圍を日本が視て以て必要不可缺と爲す所の地域に及ぼすことに同意せられざりしは帝國政府の遺憾とする所なりとす

初め帝國政府は去る八月を以て露國政府に提言するに當り帝國政府の希望は凡そ極東に於て日露兩帝國の利益相接觸する地域は悉く取り來て之を本案協商の範圍に入れ以て日露兩國の關係上將來誤解を生ずべき一切の原因を除去せむとするに在ることを最も明瞭ならしむるに努めたり然り而して此希望たる此際該協商より右地域の一大要部を全然除去するに依て其の成就を見るを得べしとは帝國政府の信ずる能はざる所なり是れ帝國政府が本件に關し露國政府の再考を促すの已むを得ざるに至りたる所以にして而して帝國政府は露國政府に於て能く本問題の滿足なる解決を見るに至るべき方法を拔出し得むことを希望するものなり

帝國政府は又露國新對案に對し左の修正を求むるの必要を認む

一、第二條は「露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し幷に韓帝國の行政を改良すべき助言及援助を與ふるは日本の權利たることを承認すること」となすこと

二、第五條は「朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきことを相互に約すること」となすこと

三、第六條を削除すること

右修正中の重なる點は東京に於て已に一應の協議纏まりたる修正の程度を超ゆるものにあらざるのみならず右等の變更は帝國政府に於て必要不可缺と認むる所なるを以て露國政府に於ても異議なく之に同意を與へらるべきことを信ず

右の口上書をラムスドルフ伯に提出するに方り貴官は伯に向て本大臣よりも右と同樣の意味にてローゼン公使に談話したることを告げ且本件に就き速に回答あらむことを希望する旨開言せらるべし

右口上書提出の件回報

○第三十六　（電信）露京發明治三十六年十二月二十三日　東京着同　二十四日　栗野全權公使

小村外務大臣

御訓電に接し今二十三日午後二時外相ラムスドルフ伯に會見したり伯曰くローゼン公使の來電に據れば同公使は小村男爵と會見したる由但し委細は後電とありて其の後電は未着なりと次で本官より口上書を伯に手交したるに伯は之を領し露國の回答は出來得る限り速に發送することに盡力すべく尤もアレキシエフ總督に問合せの必要ありと云へり終に臨で本官は伯に向ひ現下の情勢に於ては若し協商を遂ること能はざるときは重大なる困難否葛藤をすら生起せざるに限らざるべければ伯に於ても希望の目的に達せむが爲め十分盡力せられむことを切望する旨を述べたり

ラムスドルフ伯に會見右口上書に關する露國政府の處置問合の結果申報　露京發明治三十七年一月一日　東京着同　同日

○第三十七　（電信）栗野全權公使

小村外務大臣

本官は一月一日ラムスドルフ伯に會見し我が最近の提案に關し何等措置せられたる所あるや否を尋ねたるに伯は露國政府は該提案を十分審議し居れりと答へ且ローゼン公使へは友好和協の精神を以て商議を進行すべき樣遲滯なく訓令を發すべき旨を閣下に確保せむことを本官に求め尚は伯に於ては日露兩國が妥協に至り得ざる理由一も之あるを見ずと附言せられたり

ローゼン公使より新に提出したる露國政府の復答內示

○第三十八　（電信）明治三十七年一月七日發　栗野全權公使

ローゼン公使は十二月二十一日の我提案に對する露國政府の復答を一月六日本大臣に手交せり即ち左に記する所是なり

露國對案第二條に關する日本帝國政府の修正に對しては異議なしと雖も露國政府は左の二個條を維持するを必要と思考す即ち

（一）は第五條原案にして右は日本帝國政府の業已に同意せられたる所に係る其條文は次の如し

韓國領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること及朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざることを相互に約すること

（二）は中立地帶に關する第六條なり（本條は即ち日本帝國政府に於ても均しく目的とせらるゝ所たる「將來誤解を起し得べきものは總て之を除去するの目的」に出でたるものにして例へば中央亞細亞に於ける露英領地間にも亦同樣の地帶あり）

上揭の條件にして同意せらるゝに於ては露國政府は左の趣意の一個條を本案協約中に插入することを承認すべし即ち

滿洲及其の沿岸は日本の利益範圍外なることを日本に於て承認すること同時に露國は滿洲の區域內に於て日本又は他國が其の清國との現行條約の下に獲得したる權利及特權（但し居留地設定を除く）を享有することを阻礙せざるべきこと

露國の復答に關し外務大臣より露國公使へ開陳の次第を確むる爲めラムスドルフ伯へ口上書手交方訓令　明治卅七年一月十三日發

○第三十九　（電信）栗野全權公使

小村外務大臣

貴官は本大臣が本月十三日ローゼン男へ開陳したる意見を確むる爲めとして左の口上書をラムスドルフ伯へ交附せらるべし

帝國政府は平和に時局を解決し兩國親交の基礎を永久に確立することと幷に帝國の權利及利益を保護することを目的とし此見地に基きて本月六日ローゼン男閣下より交附せられたる露國政府

の回答に對し最も愼重周密に考量を加へたるが其結果左の如く修正を行ふを必要と思考す

一、露國對案第五條は其の前半即ち「韓國領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること」の一句を削除すること

二、露國對案第六條中立地帶設定に關する條項は其の全文を削除すること

三、滿洲に關する露國政府の提議は左の如く修正し之に同意すること

滿洲及其の沿岸は日本の利益範圍外なることを日本に於て承認すること但し露國は滿洲の領土保全を尊重すること竝に約すること

露國は滿洲の區域内に於ては日本又は他國の清國との現行條約の下に獲得したる權利及特權を享有することを阻礙せざるべきこと

韓國及其の沿岸は露國の利益範圍外なることを露國に於て承認すること

四、露國對案に左の一條を加ふること

「日本は滿洲に於ける露國の特殊利益を承認し幷に此等の利益を保護する爲めに必要なる措置を取るは露國の權利たることを承認すること」

以上修正の理由は帝國政府に於て從來屢〻徐ろなく說明せる處なるを以て露國政府の再考を切望するの外重ねて陳辯を要せずと思考すの內居留地設定に關する制限を削除せるは日追加通商航海條約に牴觸するが爲めなり尤も留地設定に就ては他國に於ても既に其の權利を有し居るが故に日本は他國と均一の取扱を受くれば之に滿足すべし尙又露國政府回答中帝國政府は既に露國對案第五條に對し同意を與へたる旨を記しあるも右は露國政府の誤解にして帝國政府は曾て同意を與へたることなし終に臨み帝國政府は全然和協の精神を以て前記修正を提出するものなるが故に露國政府に於ても同一の精神を以て之を迎へられむことを期待し同時に此上時局の解決を遷延ならしむることは兩國のため極めて不利益なるが故に可成速に復答を與へられむことを希望す

右口上書に對する露國政府の回答に付ラムスドルフ伯に問合方訓令

○第四十　（電信）　明治三十七年一月二十三日發

栗野全權公使

小村外務大臣

貴官は我が最近の口上書に對する露國の回答が凡そ如何なる性質のものにして又其の回答は何日頃交付せらるべきやに就きラムスドルフ伯の意見を確めらるべし

右訓令によりラムスドルフ伯と會見の結果具報

○第四十一　（電信）　露京發明治三十七年一月廿五日　同　同日　東京着同

栗野全權公使

小村外務大臣

一月二十三日發貴電に關し本官は一月二十四日ラムスドルフ伯に面會し我最近提案に對する伯の意向を問ひ尙ほ露國回答は何日頃與へらるべきかを試問したり伯は巨細の問題に立入り談話することを好まざる風を示し或點に關しては同意し難きことありと答へたるのみ伯は其の意見を來る火曜日（一月二十六日）皇帝に陳奏し遠からざる內に回答を發し得べき見込なる由本官は今午後ド、ハートウイツグ氏（政務局長）に面會したるが氏は露國外務省は今尙はアレキシエフ總督と協議中にして日本に對する回答の何日頃發せらるべきやは未だ豫言するを能はずと云へりラムスドルフ伯に會見露國政府の回答を促すべき旨訓令

○第四十二　（電信）　明治三十六年一月二十六日發

栗野全權公使

小村外務大臣

懸案問題の解決を際限なく遲延するは目下の時局に於て容さゞる所たるを以て貴官は可成速にラムスドルフ伯に會見を求め政府の訓令として左の通り開陳せらるべし

帝國政府の見る所によれば現下の時局を此上遷延せしむるは益〻其の重大を加ふる所以たるに過ぎず故に帝國政府は速に露國の回答に接せむことを切望す而して右回答は何日頃帝國政府に致さるべきか承知するを得ば幸なり

右に付ラムスドルフ伯の返答幷に帝國が韓國へ多數の軍隊軍器等を送りたりとの說に付同伯より質問ありたる件申報

○第四十三　（電信）　露京發明治三十七年一月二十六日　同月二十七日　東京着同

小村外務大臣

栗野全權公使

一月二十六日發貴電に關し露國外務大臣は曰く陸海兩相及他の關係官は時局問題討議の爲め一月二十八日會合し其の決議をば皇帝に上奏して裁可を請ふ筈なりアレキシエフ大將も來會の筈なりしが今は見合となりしを以て同大將の意見は程なく電信にて到達するならむ右の次第にて日本へ回答の期日は之を確言する能はざるも甚しき遲延を見るなかるべき丈は言明して差支なしと

同大臣は又其の筋よりの報告に據れば日本は多數の軍隊、軍器及軍需品を韓國へ派送せるが如し右に關し本官より何等說明を聽くを得べきやと尋ねられたるに付本官は單に是等の事實に就ては更に承知する所なく何等の說明を爲し得ざるを遺憾とすと答へ置きたり同大臣は尙ほ兩國政府が誠實に重要なる商議を進行せしめつゝある間に於て日本が斯樣の行動を爲さむには甚しき惡感を與ふることを免れざるべしと附言せられたり右の報道は果して事實なるや否や本官の心得迄に御電報ありたく自然事實なるに於ては其の詳報を得たし

韓國に軍隊軍器送道の報を否認したる上韓國國境に於ける露軍集中の報に付實否を質し尙ほ露國回答の性質及日取を尋ぬべき旨訓令

○第四十四　（電信）　明治三十七年一月二十八日發

栗野全權公使

小村外務大臣

一月二十六日發貴電に關し貴官は速にラムスドルフ伯に會見し本國政府の訓令として日本が多數の軍隊軍器幷に軍需品を韓國に送りたりとの說を斷然否認せらるべし實際日本は近頃韓國に軍隊を派遣したること更に之あるなく又現在韓國駐屯日本軍隊の普通用途に必要なる數額以外に彈藥を送りたることなし貴官は尋でラムスドルフ伯に向て露國軍隊が韓國國境に集中せられつゝありとの報の眞實なるや否を尋ね而して若し右を事實とするときは此種の軍事的運動は大に不可とせざるべからずと述らるべし終に臨で貴官はラムスドルフ伯に對し貴官一已の心得までに一月二十八日に於ける露國大臣會議決

議の性質如何を承知し得べきか將又露國回答は凡そ幾日頃を以て與へらるべきか大約の日取を指示さるべき否尋問せらるべし

右に付ラムスドルフ伯と會見の結果申報

○第四十五　（電信）　露京發明治三十七年一月二十八日
東京着同　二十九日

栗野全權公使

小村外務大臣

ラムスドルフ伯は我說明に滿足せり鴨綠江附近に於ける露軍集中の件に就ては伯は之を信せずして此種の新聞報道は頗る遺憾とすべしと云はれたり本官は今二十八日の大臣會議の議決に關し聞く所あらむと試みたるに伯は會議の結果は議決としてに奏上するものにあらず關係大臣に於て之を皇帝各自本件に就き皇帝に引見せらるゝ次第に付夫れ迄は何事も確言するを得ずと答られたり伯は又アレキシス太公及海軍大臣は來週月曜日（二月一日）に各陸下に謁見すべく而して火曜日には露國の回答をアレキシエフ總督宛で送致するを得るならむと思料すと云はれたり本官は現狀の遷延は帝に望ましからざるのみならず寧ろ危險に屬すること故出來得る限り始終各種の風說にて喧然たること緊要なりと述べ且上回答發送を急にせらるゝこと緊要なりと述べ且上述の時日より以前に回答送付の運に至る樣特別の取計ありたしと請求したるに伯は現下の狀勢を知悉すと雖も謁見の日取は既に右の如く定められたること故今更變することを能はずと答へ尚は來る火曜日には回答の發送を見る樣精々盡力すべしと約し返し陳述せられたり

露國回答の確たる日取を問合すべき再應の訓令

○第四十六　（電信）　明治三十七年一月三十日發
栗野全權公使

小村外務大臣

貴官は可成速にラムスドルフ伯に會見を求め本國政府の訓令として左の通り陳述せらるべし

現下の時局を此上遷延せしむるは日露兩國の爲めに重大なる不利益たるべしと確信するを以て帝國政府は露國外務大臣閣下の指定せられたる日取即ち次週火曜日以前に露國政府の回答を受領し得むことを希望すと雖も此事たる到底不可能なるが如く見ゆるを以て帝國政府は果してラムスドルフ伯が指定せられたる時日即ち次週火曜日を以て回答に接するを得べきや若否らずとせば露國政府は果して何日を以て右回答を與へべきか其確たる日取を承知せむことを希望すと若しラムスドルフ伯に於て回答の期日を明示せられたるときは貴官は當日同伯に會見の上右回答は如何なる性質のものなるかを示されむことを求めらるべし

右日取は確言する能はざる旨ラムスドルフ伯の返答公報

○第四十七　（電信）　露京發明治三十七年二月一日
東京着同　同日

栗野全權公使

小村外務大臣

一月三十日發貴電に關し本官は一月三十一日夕ラムスドルフ伯に會見したるに伯曰く自分は現下の時局の重大なるを十分に了解し又可成速に回答を發することを慥かに希望し居れり然れども問題は頗る重大なる案件に屬し輕々之に處すべきに非ず加之關係各大臣アレキシエフ總督の意見を調和せしむる必要もありしを以て自然に遷延を來したる次第なりとす回答發送の日取は正確に貴官に告ぐることを能はず何となれば此事たる全然皇帝陛下の聖斷に依ることなればなり尤も自分は本件を進捗せしむる爲め盡力を怠らざるべきなりと

日露協商に關する談判を斷絶し同時に帝國政府は自衛の爲め幷に帝國の權利及利益を擁護する爲め最良と思惟する獨立の行動を採ることの權利を保留する旨露國政府へ通牒方訓令

○第四十八　（電信）　明治三十七年二月五日午後二時發
栗野全權公使

小村外務大臣

現下の時局を此上遷延せしむることは忍容すべきにあらざるを以て帝國政府は懇案の談判を斷絶し幷に露國の爲めに侵迫せられたる我地位を防衛し幷に我權利及利益を保護せむが爲め必要と認むべき獨立行動を採るに決したり依て貴官は本電接手次第左の公文を露國外務大臣ラムスドルフ伯に送附せられるべし

日本國皇帝陛下の特命全權公使なる下名は本國政府の訓令に遵ひ露國皇帝陛下の外務大臣閣下に對し左の通牒を爲すの光榮を有す

日本國皇帝陛下の政府は韓國の獨立及領土保全を以て自國の康寧と安全との爲に緊要缺くべからざるものなりと思惟す故に如何なる行爲たるを問はず苟も韓國の地位を不安ならしむるものは帝國政府に於て之を看過する能はず即ち帝國政府が韓國に關する日本の提案中帝國政府に於ては之が採用を以て韓國の存立を確實に希望したることを十分證し得て餘うありと信ずる而も帝國政府は其の盡力の結果帝國の程當且無私なる提案若は又絶東に於て鞏固且恒久の平和を確立するに近き如何なる他の提案に對しても露國政府の同意を得ることは竟も其望みなきを領得したるが故に現下の徒勞に屬する談判を以之を斷絶するの外他に選ぶべき途を有せず帝國政府は右の一途を採用すると同時に自ら其の侵迫を受けたる地位を鞏固にし且之を防衛する爲め幷に帝國の既得權及正當利益を擁護する爲め最良と思惟する獨立の行動を採ることの權利を保留す

下名は云々

露國政府より外交關係を斷絶し當館員を率ゐて露京を撤退する旨露國政府

へ通牒方訓令

○第四十九（電信）　明治三十七年二月五日午後二時發

栗野全權公使

小村外務大臣

貴官は別電の公文と同時に左の趣旨の公文をラムスドルフ伯に送付せらるべし

日本國皇帝陛下の特命全權公使なる下名は本國政府の訓令を遵奉し全露西亞皇帝陛下の外務大臣閣下に對し茲に左の通告をなすの光榮を有す

日本帝國政府は露西亞帝國政府との關係上將來の紛糾を來すべき各種の原因を除去せむが爲め有らゆる和協の手段を盡したるも其の効なく帝國政府が極東に於ける鞏固且恒久の平和の爲めになしたる正當の提言幷に穩當且無私なる提案も之に對して當さに受くべきの考量を受けず從て露國政府との外交關係は今や其の價値を有せざるに至りたるを以て日本帝國政府は其の外交關係を斷つことに決定したり

下名は更に本國政府の命により來る……日を以て帝國公使館員を率ゐて露京を引揚る意思なることを茲に併せてラムスドルフ伯に通告するの光榮を有す

下名は云々

露國回答の要旨は既にアレキシエフ總督へ電報せられたる旨並に其內容に關する露國外務大臣の談話要旨

○第五十（電信）　露京發明治卅七年二月五日午前廿時五分　同日午後五時十五分　東京着同

栗野全權公使

小村外務大臣

ラムスドルフ伯の請に依り本官は二月四日午後八時を以て伯と會見したるに伯曰く露國回答の要旨は只今アレキシエフ總督に發電し置きたり右は同總督より我全使ローゼン男に轉送せしむる筈なり同總督に於て地方の情況を斟酌して多少の修正を加ふることあるは之無きを保し難しと雖も多分は斯る變更を加へらるゝことは無かるべしと

是に於て伯は其の私見として述て曰く

露國は韓國の獨立及領土保全の原則の維持を希望すると同時に朝鮮海峽の自由通航を必要とす露國は飽迄も露國に對する戰略の目的の爲め韓國の利用せらるゝを欲せず且又日露間に良好の關係を確立するが爲めには兩國の合意を以て極東に於ける兩國の直接勢力及行動の範圍の間に緩衝地帶を設定するの有利なるを信ず

上記は伯が全然其の私見として述べられたる所なり斷言は爲し得ざるも露國回答の要旨も亦多分斯の如くなるべしと思考す

日露協商談判並に露國との國交斷絶の公文提出を了したる旨電報

○第五十一（電信）　露京發明治三十七年二月六日午後五時五十七分　東京着同　同七日午前五時四十五分

栗野全權公使

小村外務大臣

二月五日發二通の貴電にて御訓示の公文は今六日午後四時を以てラムスドルフ伯に提出したり本官は館員及留學生を率ゐ來る十日當地を引揚ぐべし

（完結）

明治三十七年
三月十四日
春城山人